

# 富士宮市下水道事業経営戦略

令和4年度～令和13年度



令和4年3月

静岡県富士宮市



## はじめに

富士宮市は、世界文化遺産富士山を源とする豊富な水に恵まれ、芝川や神田川を始め、中心市街地には清らかな水の流れる美しい小河川がいくつもあります。私たちは、この澄んだ流れを後世に引き継ぐ使命があります。

家庭から排出される生活雑排水は、生活様式の多様化により汚染の状況が年々増しており、この状態を改善してゆくためには生活雑排水を処理する下水道が担う役割は大変重要であります。

本市の下水道事業は、昭和45年10月に第1期事業として認可を受けて以来、今日まで第10期事業の整備を続けてきました。

しかし、下水道事業を取り巻く環境は近年大きく変化しています。合併処理浄化槽技術の進展及び普及はめざましく、また、人口減少などによる下水道収益の低迷が見込まれる中で、施設の維持管理や老朽化した管路の更新などが必要となる大変厳しい状況です。

今回作成した「富士宮市下水道事業経営戦略」は、今後の下水道事業を中長期的な視点でとらえ、この先も、下水道事業を持続していくために必要な方針を定めたものです。

引き続き、皆様の生活環境向上のため、下水道事業を着実に進めてまいり所存でございますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和4年3月

富士宮市長

須藤 秀忠

## 【目 次】

### はじめに

<b>第1章</b>	<b>経営戦略策定の背景及び目的</b> .....	<b>1</b>
1	下水道事業を取り巻く環境.....	1
2	経営戦略策定の経緯.....	1
3	経営戦略策定期間.....	1
4	経営戦略の位置づけ.....	2
<b>第2章</b>	<b>下水道事業の概要</b> .....	<b>3</b>
1	公共下水道事業の概要.....	3
2	農業集落排水事業の概要.....	5
3	人口、世帯数の推移.....	6
4	富士宮市下水道事業の現況.....	9
<b>第3章</b>	<b>将来の事業環境</b> .....	<b>18</b>
1	行政区域内人口の見通し.....	18
2	下水道区域内人口の見通し.....	18
3	水洗化人口の見通し.....	20
4	有収水量及び処理水量の見通し.....	21
5	使用料の見通し.....	23
<b>第4章</b>	<b>経営の基本方針</b> .....	<b>25</b>
1	経営課題.....	25
2	経営の基本体系.....	26
3	基本方針・基本施策.....	27
<b>第5章</b>	<b>投資・財政計画</b> .....	<b>29</b>
1	投資について.....	29
2	財源について.....	32
3	投資以外の経費について.....	35
4	財政収支の予測.....	38
<b>第6章</b>	<b>今後の取り組み</b> .....	<b>42</b>
1	広域化・共同化.....	42
2	民間活力の活用.....	42
3	資産の活用.....	42
4	使用料の改定.....	42

5 投資以外の経費 .....	42
<b>第7章 経営戦略の事後検証・更新に関する事項 .....</b>	<b>44</b>
1 経営戦略の事後検証 .....	44
2 経営戦略の更新 .....	44
<b>第8章 経費回収率向上のためのロードマップ .....</b>	<b>45</b>
1 水洗化率の向上 .....	45
2 不明水対策 .....	45
<b>用語説明 .....</b>	<b>46</b>



# 第1章 経営戦略策定の背景及び目的

## 1 下水道事業を取り巻く環境

下水道は、公衆衛生の向上及び都市の健全な発展に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全や浸水の防除に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い都市基盤施設であります。

我が国の下水道は、高度経済成長期以降、都市化の進展や産業の急速な発達等に伴う衛生問題や水環境問題の解決のため、短期間で整備が進められてきましたが、今後は施設の老朽化による改築・更新需要の増加に加え、人口減少等による収入の減少も見込まれており、下水道事業をめぐる事業環境は厳しさを増しつつあります。

これらの課題に対応するため、総務省は地方公営企業法に基づく「公営企業会計の適用」を促進するとともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請し、課題への早期対応を推進しているところです。

## 2 経営戦略策定の経緯

令和2年4月1日より公共下水道事業と農業集落排水事業は地方公営企業法の適用により、下水道事業として公営企業会計に移行しました。

公共下水道の処理施設である星山浄化センターは供用開始から40年、農業集落排水処理施設は供用開始から21年を迎え、今後は老朽化による修繕費等の維持管理費の増加に加え、改築・更新需要による建設費の増加も見込まれます。

このような状況の中、経営基盤をより強固なものにするため、財政状況の見える化を図るとともに、健全で効率的な経営を実現するために経営戦略を策定します。

## 3 経営戦略策定期間

本経営戦略は、将来にわたり安定的に富士宮市下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、令和4年度から令和13年度の10年間の計画期間とします。

## 4 経営戦略の位置づけ

富士宮市下水道事業経営戦略は、「第5次富士宮市総合計画」の基本方針を実現するため、「汚水処理施設整備計画（アクションプラン）」や「下水道ストックマネジメント計画」などの既存の計画の内容を反映した今後10年間の下水道事業の運営を示す経営の基本計画です。

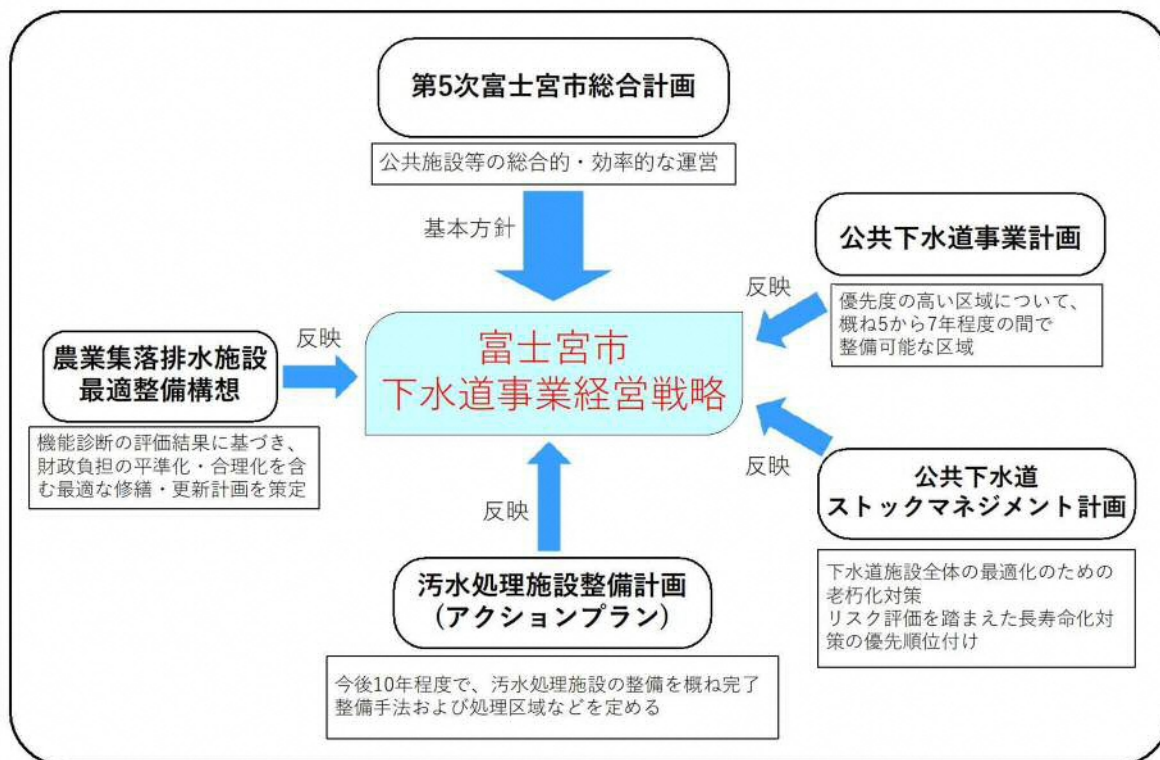


図 1-1 富士宮市下水道事業経営戦略の位置づけ



## 第2章 下水道事業の概要

### 1 公共下水道事業の概要

公共下水道事業は、公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的として、市街地中心部を対象に昭和45年10月に事業認可を受け、昭和57年4月に供用を開始し、事業を推進しています。

直近では、平成28年度に事業計画の変更を行い、全体計画区域2,747.5haのうち1,816.8haが事業計画区域となっています。

表 2-1 公共下水道事業の概要

項目		単位	全体計画	事業計画	令和2年度末実績
建設事業開始年月日		—	昭和45年11月24日		
供用開始年月日		—	昭和57年4月1日		
計画目標年次		—	令和12年度	令和5年度	—
区 域		ha	2,747.5	1,816.8	1,499.6
人 口	行政区域内人口	人	119,200	125,100	130,881
	計画区域内人口	人	86,300	72,780	70,756
	水洗化人口	人	—	—	62,590
	水洗化率	%	—	—	88.5

表 2-2 星山浄化センターの概要

項目	全体計画	事業計画
位 置	富士宮市星山字風腹	
敷地面積	43,600 m <sup>2</sup>	
処理能力	58,400 m <sup>3</sup> /日	47,903 m <sup>3</sup> /日

表 2-3 山本ポンプ場の概要

項目	全体計画	事業計画
位 置	富士宮市山本字法曲	
敷地面積	1,280 m <sup>2</sup>	
能 力	8.1 m <sup>3</sup> /分	6.2 m <sup>3</sup> /分



星山浄化センター



山本ポンプ場

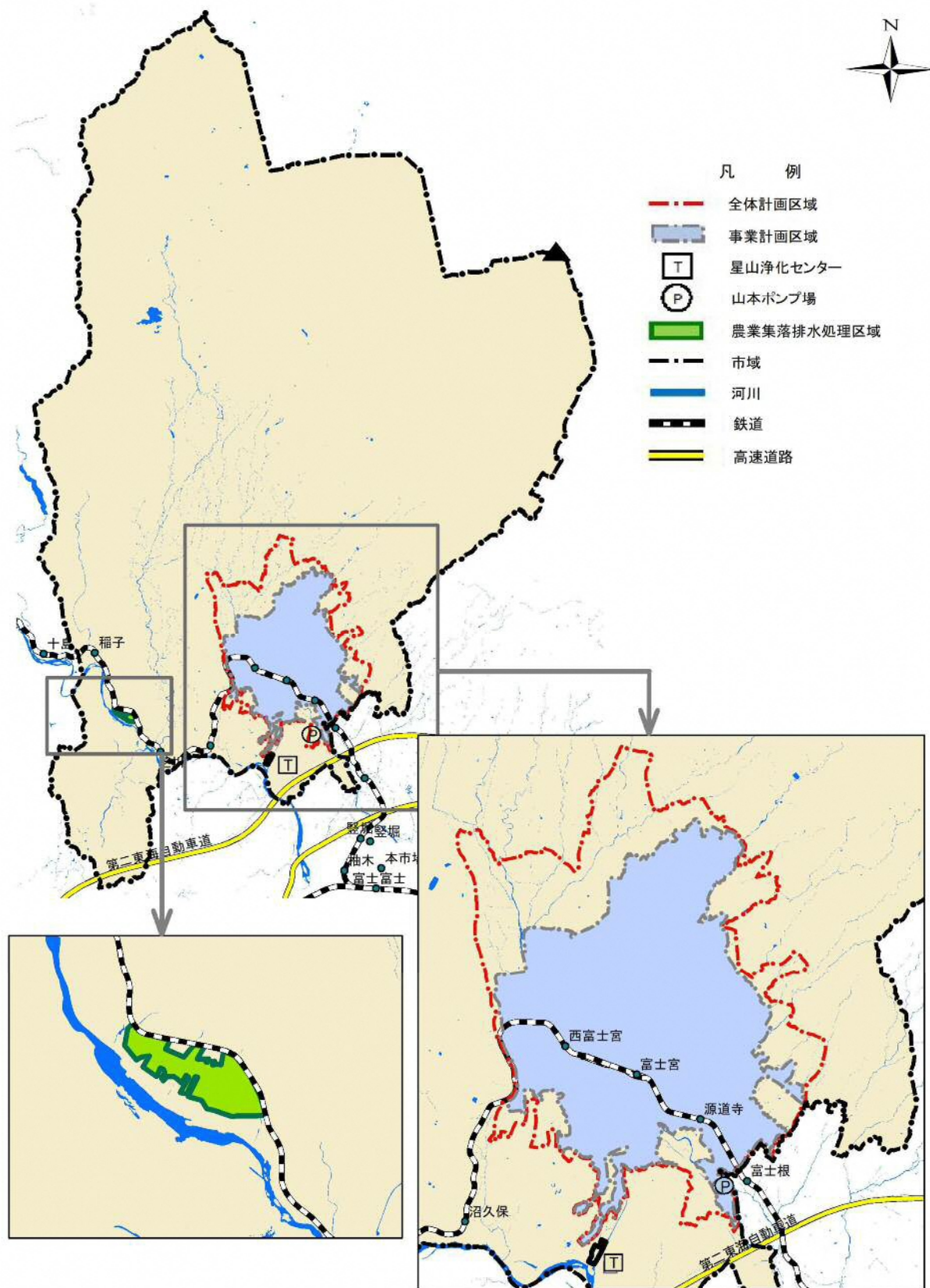


図 2-1 公共下水道区域及び農業集落排水処理区域図

## 2 農業集落排水事業の概要

農業集落排水事業は、上長貫地区の農業集落を対象に農業用の用排水路の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とし、平成8年に事業着手し、平成13年4月に供用を開始しました。

表 2-4 農業集落排水事業の概要

項 目		単 位	計 画 値	令 和 2 年 度 末 実 績
建設事業開始年月日		—	平成8年6月17日	
供用開始年月日		—	平成13年4月1日	
人 口	行政区域内人口	人	119,200	130,881
	計画区域内人口	人	240	126
	水洗化人口	人	—	126
	水洗化率	%	—	100.0

表 2-5 上長貫農業集落排水処理施設の概要

項目	計 画 値
位 置	富士宮市長貫字中川原
敷地面積	512 m <sup>2</sup>
処理能力	64.8 m <sup>3</sup> /日



農業集落排水処理施設

### 3 人口、世帯数の推移

#### (1) 行政区域内人口及び世帯数の推移

行政区域内人口は減少傾向にあり、平成 28 年度の 134,164 人に対し、令和 2 年度は 131,477 人と 2.0%減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成 28 年度の 54,882 世帯に対し、令和 2 年度は 57,280 世帯と 4.4%増加しています。このことから、世帯当たり人口は、人口の変動に比例して減少傾向にあります。

表 2-6 行政区域内人口、世帯数及び世帯当たり人口の推移

年度	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり人口 (人/世帯)
H28	134,164	54,882	2.44
H29	133,789	55,580	2.41
H30	132,972	56,101	2.37
R01	132,339	56,777	2.33
R02	131,477	57,280	2.30

資料：住民基本台帳、各年度 10 月 1 日現在。外国人も含む。

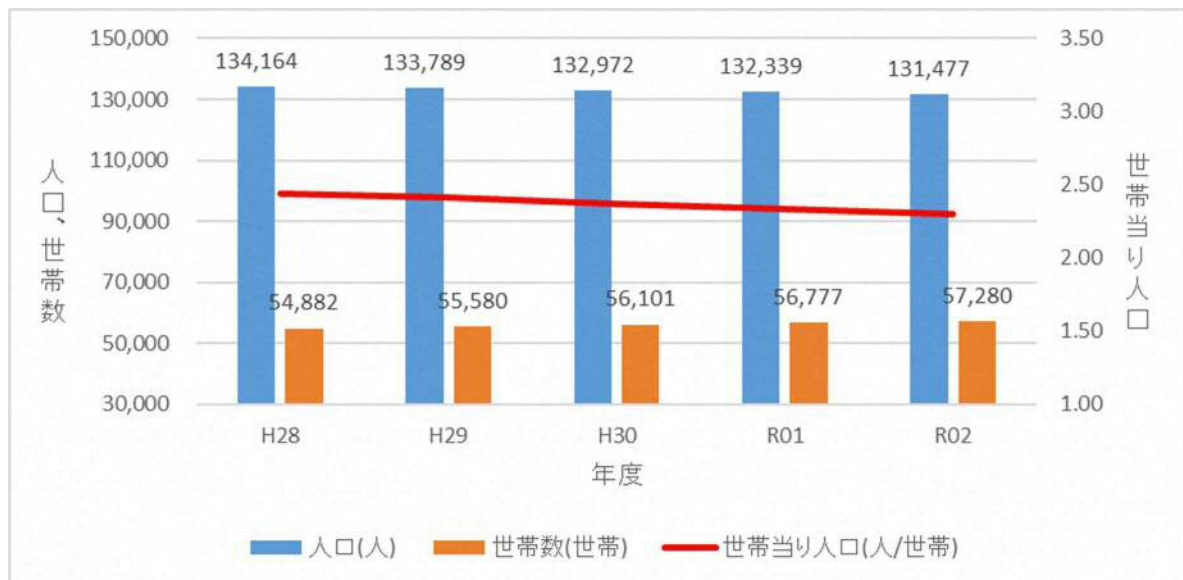


図 2-2 行政区域内人口、世帯数及び世帯当たり人口の推移



(2) 下水道区域内の人口推移

平成 28 年度から令和 2 年度の行政区域内人口、公共下水道区域内人口及び農業集落排水区域内人口の推移は、表 2-7 及び図 2-3、図 2-4 に示すとおりです。

平成 29 年度を除き、公共下水道区域内人口及び農業集落排水区域内人口は、行政区域内人口の減少に比例して減少傾向にあります。

また、対前年比を見ると行政区域内人口の減少率に比べて下水道区域内人口の減少率が低いことがわかります。これは、市街地に人口が集約されていることが要因であると考えられます。

表 2-7 行政区域内人口及び下水道区域内の人口推移

年度	行政区域内人口		公共下水道区域内人口		農業集落排水区域内人口	
	人口(人)	対、前年比 (%)	人口(人)	対、前年比 (%)	人口(人)	対、前年比 (%)
H28	134,164	99.67	76,335	100.07	154	103.36
H29	133,789	99.72	76,421	100.11	149	96.75
H30	132,972	99.39	76,216	99.73	144	96.64
R01	132,339	99.52	76,119	99.87	130	90.28
R02	131,477	99.35	75,719	99.47	126	96.92

資料：行政区域内人口及び公共下水道区域内人口…富士宮市地域・年齢別人口(大字別)、各年 10 月 1 日現在

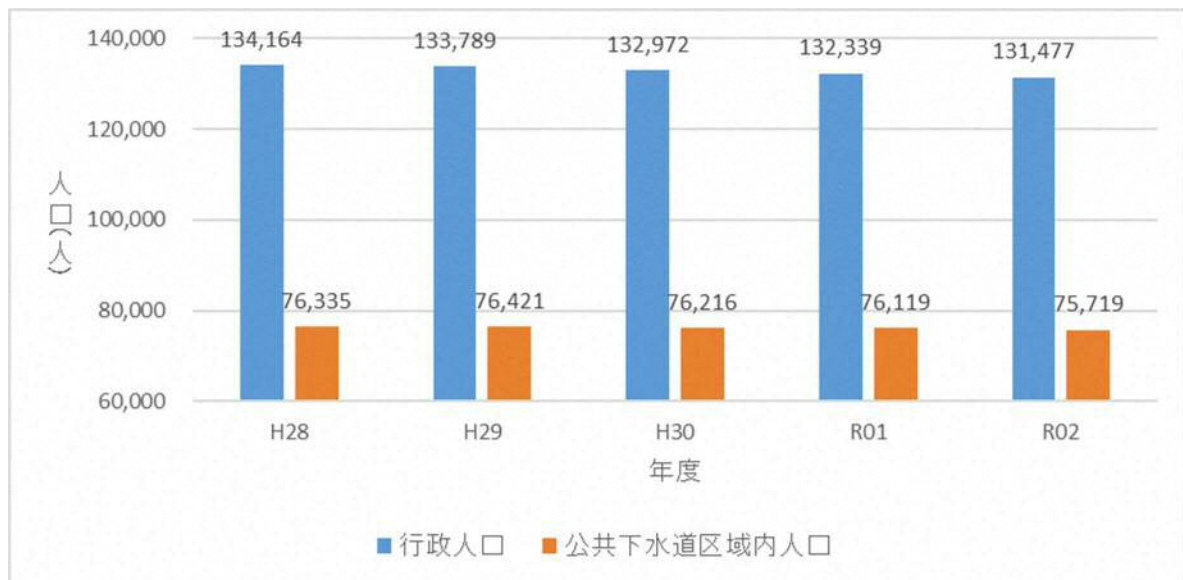


図 2-3 行政区域内人口及び公共下水道区域内の人口推移

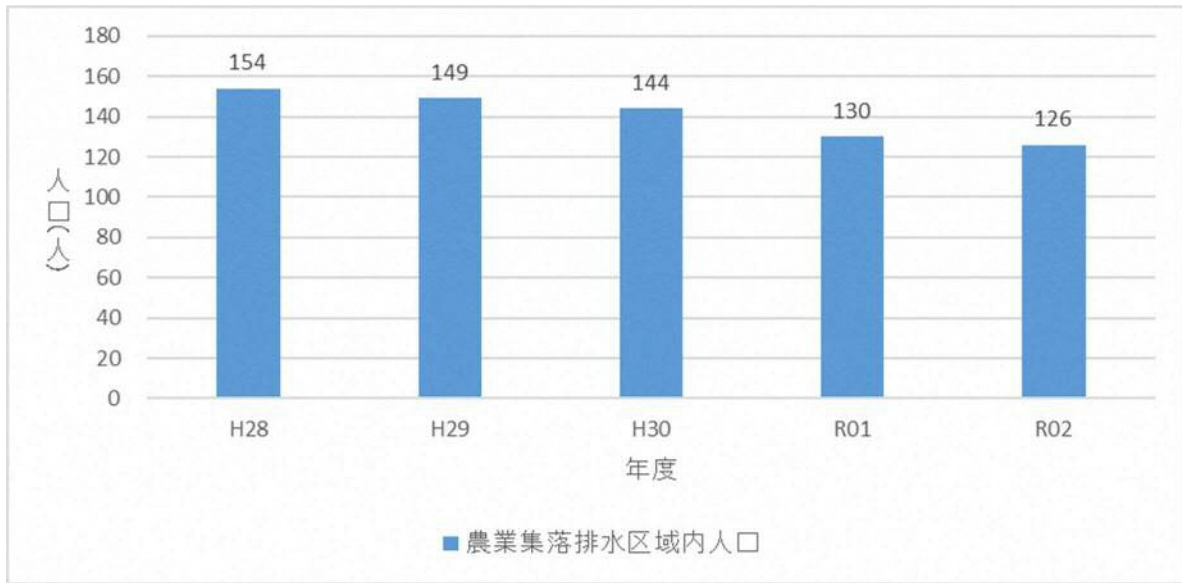


図 2-4 農業集落排水区域内の人口推移

## 4 富士宮市下水道事業の現況

### (1) 使用料

公共下水道使用料は表 2-8 に、農業集落排水処理施設使用料については表 2-9 に示すとおりであり、排出量に左右されない基本料金と排出量に応じて変動する従量料金の二部料金体系となっています。

また、公共下水道使用料については、排出量が多くなるほど1立方メートル当たりの使用料が高くなっていく累進制を採用しています。

表 2-8 公共下水道使用料の料金体系(1 ヶ月、税込)

項 目	料金区分	単価
基本料金	10 立方メートルまで	847 円
従量料金(1 立方メートルにつき)	11 立方メートル～20 立方メートル	110 円
	21 立方メートル～40 立方メートル	129 円 80 銭
	41 立方メートル～100 立方メートル	143 円
	101 立方メートル以上	155 円 10 銭

表 2-9 農業集落排水処理施設使用料の料金体系(1 ヶ月、税込)

項 目	料金区分	単価
基本料金	10 立方メートルまで	1,870 円
従量料金(1 立方メートルにつき)	11 立方メートル～	176 円

(2) 組織体制

下水道事業の組織体制は、図 2-5 に示すとおりです。

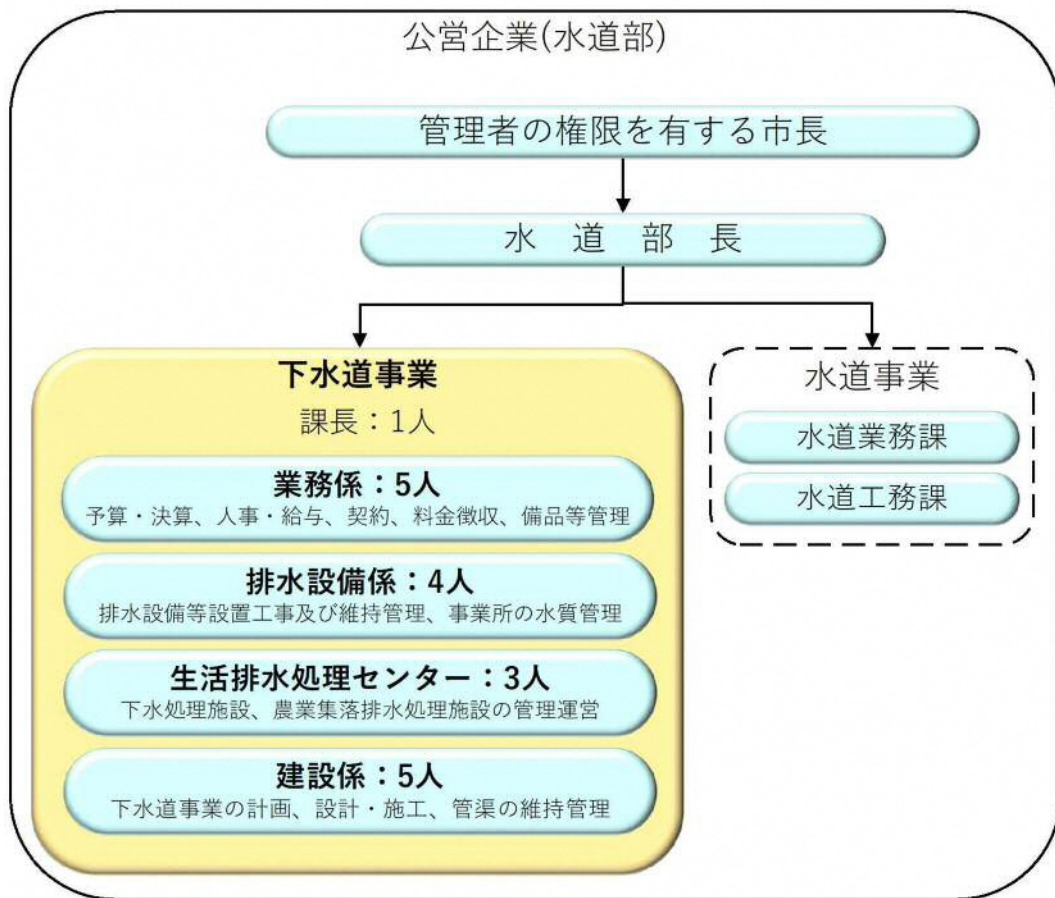


図 2-5 下水道事業の組織体制

(3) 民間活力の活用等

星山浄化センター、山本ポンプ場及び上長貫農業集落排水処理施設の維持管理については、大部分を民間会社に委託しています。また、平成 18 年 4 月から水道料金と下水道使用料の徴収業務を同一の民間会社に委託し、業務の効率化を図っています。

(4) 経営分析

公営企業における経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、他の公営企業との比較可能な全国統一的な様式として総務省が取りまとめたものに、「経営比較分析表」があります。この経営比較分析表を用いて、当市の経営指標を類似団体及び静岡県内の自治体と比較した結果を p.11～17 に示します。



ア 公共下水道事業の経営分析

全国の類似団体平均値と比較して経常収支比率は高く、汚水処理原価は低くなっており、良好な状況にあります。しかしながら、経費回収率は低い水準にあり、水洗化率も下回っていることから、水洗化率の向上に取り組む必要があります。

以下の分析について、本市は令和2年度決算を基に算定していますが、他の自治体の令和2年度決算が公表されていないため、全国の類似団体平均値と静岡県内の自治体については、令和元年度の経営比較分析表より抽出しています。また、静岡県内の自治体については、本市と規模が同程度の自治体を選定しています。（後述の農業集落排水事業についても同様です。）

① 経営の健全性・効率性

表 2-10 経常収支比率の状況

計算式	$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$													
指標の概要	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。													
<table border="1"> <caption>表 2-10 経常収支比率の状況 (棒グラフデータ)</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>経常収支比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>117.59</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>121.32</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>98.80</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>99.82</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>106.99</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	経常収支比率 (%)	富士宮市	117.59	磐田市	121.32	焼津市	98.80	御殿場市	99.82	類似団体平均	106.99	<p>経常損益で利益が出ていることを示す 100%を上回っており、117.59%と良好な数値です。</p> <p>また、類似団体平均値よりも高く、県内自治体と同等又は高い数値となっています。</p>	
自治体	経常収支比率 (%)													
富士宮市	117.59													
磐田市	121.32													
焼津市	98.80													
御殿場市	99.82													
類似団体平均	106.99													

表 2-11 流動比率の状況

計算式	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$													
指標の概要	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を表す指標で、100%以上であることが必要です。													
<table border="1"> <caption>表 2-11 流動比率の状況 (棒グラフデータ)</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>流動比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>50.88</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>32.78</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>25.72</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>17.40</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>68.18</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	流動比率 (%)	富士宮市	50.88	磐田市	32.78	焼津市	25.72	御殿場市	17.40	類似団体平均	68.18	<p>短期的な支払能力を表す指標であり、50.88%と類似団体平均値よりも低い状況です。</p> <p>しかし、流動負債には建設改良費に充てられた企業債が含まれており、償還額の減少とともに改善していく見込みです。</p>	
自治体	流動比率 (%)													
富士宮市	50.88													
磐田市	32.78													
焼津市	25.72													
御殿場市	17.40													
類似団体平均	68.18													

表 2-12 経費回収率の状況

計算式	$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \times 100$												
指標の概要	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。												
<p>経費回収率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>経費回収率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>70.03</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>73.62</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>72.17</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>93.03</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>94.69</td> </tr> </tbody> </table>	市	経費回収率(%)	富士宮市	70.03	磐田市	73.62	焼津市	72.17	御殿場市	93.03	類似団体平均	94.69	<p>100%を下回っており、類似団体平均値よりも低い状況です。適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。</p>
市	経費回収率(%)												
富士宮市	70.03												
磐田市	73.62												
焼津市	72.17												
御殿場市	93.03												
類似団体平均	94.69												

表 2-13 汚水処理原価の状況

計算式	$\text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \div \text{年間有収水量}$												
指標の概要	有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。												
<p>汚水処理原価(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>汚水処理原価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>150.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>160.86</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>155.65</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>150.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>159.78</td> </tr> </tbody> </table>	市	汚水処理原価(円)	富士宮市	150.00	磐田市	160.86	焼津市	155.65	御殿場市	150.00	類似団体平均	159.78	<p>数値が低いほど効率的な汚水処理を行っていることを示しています。類似団体平均値及び県内自治体よりも低いことから、良好な状況です。</p>
市	汚水処理原価(円)												
富士宮市	150.00												
磐田市	160.86												
焼津市	155.65												
御殿場市	150.00												
類似団体平均	159.78												

表 2-14 施設利用率の状況

計算式	$\text{晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力} \times 100$												
指標の概要	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。												
<p>施設利用率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>施設利用率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>66.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>57.46</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>60.70</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>68.75</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>68.31</td> </tr> </tbody> </table>	市	施設利用率(%)	富士宮市	66.00	磐田市	57.46	焼津市	60.70	御殿場市	68.75	類似団体平均	68.31	<p>高い数値であることが望めます。類似団体平均値よりも若干低いですが、県内自治体では同等又は高い数値です。</p> <p>水洗化率の向上により、施設利用率を高くする必要があります。</p>
市	施設利用率(%)												
富士宮市	66.00												
磐田市	57.46												
焼津市	60.70												
御殿場市	68.75												
類似団体平均	68.31												

表 2-15 水洗化率の状況

計算式	$\text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$													
指標の概要	現在処理区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続して汚水処理している人口の割合を表した指標です。													
<table border="1"> <caption>水洗化率の状況</caption> <thead> <tr> <th>市</th> <th>水洗化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>88.46</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>94.48</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>89.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>89.32</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>92.62</td> </tr> </tbody> </table>	市	水洗化率(%)	富士宮市	88.46	磐田市	94.48	焼津市	89.00	御殿場市	89.32	類似団体平均	92.62	<p>公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望めます。</p> <p>88.46%と類似団体平均値及び県内自治体よりも低い状況にあり、広報活動等により水洗化率を向上させる必要があります。</p>	
市	水洗化率(%)													
富士宮市	88.46													
磐田市	94.48													
焼津市	89.00													
御殿場市	89.32													
類似団体平均	92.62													

② 老朽化の状況

表 2-16 有形固定資産減価償却率の状況

計算式	$\text{有形固定資産減価償却累計額} \div \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$													
指標の概要	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。													
<table border="1"> <caption>有形固定資産減価償却率の状況</caption> <thead> <tr> <th>市</th> <th>減価償却率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>4.04</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>26.36</td> </tr> </tbody> </table>	市	減価償却率(%)	富士宮市	4.04	磐田市	0.00	焼津市	0.00	御殿場市	0.00	類似団体平均	26.36	<p>数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新等の必要性を推測することができます。</p> <p>本市は、令和2年度に企業会計に移行しことから、有形固定資産減価償却累計額が単年度の金額であるため、低い数値となっています。今後の変動により老朽化度合を見極める必要があります。</p>	
市	減価償却率(%)													
富士宮市	4.04													
磐田市	0.00													
焼津市	0.00													
御殿場市	0.00													
類似団体平均	26.36													

表 2-17 管渠老朽化率の状況

計算式	$\text{法定耐用年数を経過した管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$													
指標の概要	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示します。													
<table border="1"> <caption>管渠老朽化率の状況</caption> <thead> <tr> <th>市</th> <th>管渠老朽化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>1.43</td> </tr> </tbody> </table>	市	管渠老朽化率(%)	富士宮市	0.00	磐田市	0.00	焼津市	0.00	御殿場市	0.00	類似団体平均	1.43	<p>数値が高いほど法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。</p> <p>本市は、供用開始からの経過年数が40年であることから、法定耐用年数を経過した管渠はありませんが、10年後には徐々に増加します。</p>	
市	管渠老朽化率(%)													
富士宮市	0.00													
磐田市	0.00													
焼津市	0.00													
御殿場市	0.00													
類似団体平均	1.43													

表 2-18 管渠改善率の状況

計算式	$\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$													
指標の概要	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。													
<table border="1"> <caption>管渠改善率の状況</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>管渠改善率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>0.09</td> </tr> </tbody> </table>		自治体	管渠改善率(%)	富士宮市	0.09	磐田市	0.03	焼津市	0.00	御殿場市	0.00	類似団体平均	0.09	<p>数値が2%の場合、すべての管渠を更新するのに50年かかることとなります。</p> <p>本市は、法定耐用年数を経過した管渠がないことから低い数値となっていますが、今後は「修繕改築計画」等により、改善を図っていくこととなります。</p>
自治体	管渠改善率(%)													
富士宮市	0.09													
磐田市	0.03													
焼津市	0.00													
御殿場市	0.00													
類似団体平均	0.09													

イ 農業集落排水事業の経営分析

経常収支比率、経費回収率及び水洗化率について、類似団体平均値及び県内の自治体より高く、良好な状況です。また、汚水処理原価も低く、処理効率が高い状況です。

① 経営の健全性・効率性

表 2-19 経常収支比率の状況

計算式	$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$													
指標の概要	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。													
<table border="1"> <caption>経常収支比率の状況</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>経常収支比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>160.57</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>115.81</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>108.14</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>104.84</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>103.60</td> </tr> </tbody> </table>		自治体	経常収支比率(%)	富士宮市	160.57	磐田市	115.81	御殿場市	108.14	御前崎市	104.84	類似団体平均	103.60	<p>経常損益で利益が出ていることを示す100%を上回っています。</p> <p>また、類似団体平均値及び県内自治体よりも高い数値であり、良好です。</p>
自治体	経常収支比率(%)													
富士宮市	160.57													
磐田市	115.81													
御殿場市	108.14													
御前崎市	104.84													
類似団体平均	103.60													

表 2-20 流動比率の状況

計算式	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$												
指標の概要	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を表す指標で、100%以上であることが必要です。												
<p>流動比率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>流動比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>71.82</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>67.16</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>46.26</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>101.27</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>26.99</td> </tr> </tbody> </table>	市	流動比率(%)	富士宮市	71.82	磐田市	67.16	御殿場市	46.26	御前崎市	101.27	類似団体平均	26.99	<p>短期的な支払能力を表す指標であり、100%を下回っています。</p> <p>公共下水道事業と同様に、流動負債には建設改良費に充てられた企業債が含まれており、償還額の減少とともに改善していく見込みです。</p>
市	流動比率(%)												
富士宮市	71.82												
磐田市	67.16												
御殿場市	46.26												
御前崎市	101.27												
類似団体平均	26.99												

表 2-21 経費回収率の状況

計算式	$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \times 100$												
指標の概要	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。												
<p>経費回収率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>経費回収率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>37.31</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>36.83</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>48.23</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>57.31</td> </tr> </tbody> </table>	市	経費回収率(%)	富士宮市	100.00	磐田市	37.31	御殿場市	36.83	御前崎市	48.23	類似団体平均	57.31	<p>100%であることから、汚水処理に係る費用が使用料で賄われています。また、類似団体平均値及び県内自治体を上回っており、良好な状況です。</p>
市	経費回収率(%)												
富士宮市	100.00												
磐田市	37.31												
御殿場市	36.83												
御前崎市	48.23												
類似団体平均	57.31												

表 2-22 汚水処理原価の状況

計算式	$\text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \div \text{年間有収水量}$												
指標の概要	有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。												
<p>汚水処理原価(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>汚水処理原価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>172.43</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>330.55</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>336.76</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>184.57</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>273.52</td> </tr> </tbody> </table>	市	汚水処理原価(円)	富士宮市	172.43	磐田市	330.55	御殿場市	336.76	御前崎市	184.57	類似団体平均	273.52	<p>数値が低いほど効率的な汚水処理を行っていることを示しています。類似団体平均値及び県内自治体よりも低い数値となっており、良好な状況にあります。</p>
市	汚水処理原価(円)												
富士宮市	172.43												
磐田市	330.55												
御殿場市	336.76												
御前崎市	184.57												
類似団体平均	273.52												

表 2-23 施設利用率の状況

計算式	$\text{晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力} \times 100$												
指標の概要	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。												
<table border="1"> <caption>施設利用率の状況</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>施設利用率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>67.69</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>51.59</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>68.26</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>61.31</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>50.14</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	施設利用率 (%)	富士宮市	67.69	磐田市	51.59	御殿場市	68.26	御前崎市	61.31	類似団体平均	50.14	<p>高い数値であることが望まれます。類似団体平均値より高く、県内自治体と同等又は高い数値となっており、良好です。</p> <p>今後は処理区域内の人口減少に伴い、処理水量が減少することが想定されることから、数値が低くなる見込みです。</p>
自治体	施設利用率 (%)												
富士宮市	67.69												
磐田市	51.59												
御殿場市	68.26												
御前崎市	61.31												
類似団体平均	50.14												

表 2-24 水洗化率の状況

計算式	$\text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$												
指標の概要	現在処理区域内人口のうち、農業集落排水処理施設に接続して汚水処理している人口の割合を表した指標です。												
<table border="1"> <caption>水洗化率の状況</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>水洗化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>96.80</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>76.88</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>96.49</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>84.98</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	水洗化率 (%)	富士宮市	100.00	磐田市	96.80	御殿場市	76.88	御前崎市	96.49	類似団体平均	84.98	<p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%であることが望まれます。</p> <p>100%であり、非常に良好な状況です。</p>
自治体	水洗化率 (%)												
富士宮市	100.00												
磐田市	96.80												
御殿場市	76.88												
御前崎市	96.49												
類似団体平均	84.98												



② 老朽化の状況

表 2-25 有形固定資産減価償却率の状況

計算式	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100													
指標の概要	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。													
<p>有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>減価償却率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>3.54</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>23.06</td> </tr> </tbody> </table>	市	減価償却率(%)	富士宮市	3.54	磐田市	0.00	御殿場市	0.00	御前崎市	0.00	類似団体平均	23.06	<p>数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新等の必要性を推測することができます。</p> <p>本市の場合、令和2年度に企業会計に移行しことから、有形固定資産減価償却累計額が単年度の金額であるため、低い数値となっています。今後の変動により老朽化度合を見極める必要があります。</p>	
市	減価償却率(%)													
富士宮市	3.54													
磐田市	0.00													
御殿場市	0.00													
御前崎市	0.00													
類似団体平均	23.06													

表 2-26 管渠老朽化率の状況

計算式	法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長×100													
指標の概要	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示します。													
<p>管 渠 老 朽 化 率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>管渠老朽化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	市	管渠老朽化率(%)	富士宮市	0.00	磐田市	0.00	御殿場市	0.00	御前崎市	0.00	類似団体平均	0.00	<p>数値が高いほど法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。</p> <p>本市は、供用開始からの経過年数が21年であることから、法定耐用年数を経過した管渠はなく、しばらくは0%が継続します。</p>	
市	管渠老朽化率(%)													
富士宮市	0.00													
磐田市	0.00													
御殿場市	0.00													
御前崎市	0.00													
類似団体平均	0.00													

表 2-27 管渠改善率の状況

計算式	改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道布設延長×100													
指標の概要	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。													
<p>管 渠 改 善 率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>管渠改善率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御殿場市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table>	市	管渠改善率(%)	富士宮市	0.00	磐田市	0.00	御殿場市	0.00	御前崎市	0.00	類似団体平均	0.02	<p>本市は、法定耐用年数を経過した管渠がないことから0%となっており、しばらくこの状態が継続します。</p>	
市	管渠改善率(%)													
富士宮市	0.00													
磐田市	0.00													
御殿場市	0.00													
御前崎市	0.00													
類似団体平均	0.02													

## 第3章 将来の事業環境

### 1 行政区域内人口の見通し

本市の行政区域内人口は減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと想定されます。

「富士宮市下水道事業計画」ほか下水道事業に関連する諸計画の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用しています。そのため、本経営戦略の行政区域内人口の見通しは、同研究所の推計値を基に以下のとおり推計します。

行政区域内人口の見通し：117,530人【令和13年度】

### 2 下水道区域内人口の見通し

#### (1) 公共下水道事業

公共下水道区域内人口の推移は、行政区域内人口の減少と比較すると減少率が低くなっています。そのため、公共下水道区域内人口の見通しは、令和2年度の現況人口に対し、行政区域内人口の減少率に0.3%を加えた減少率を乗じて推計します。

公共下水道区域内人口の見通し：71,400人【令和13年度】

#### (2) 農業集落排水事業

農業集落排水区域内人口の推移は、減少傾向にあります。そのため、農業集落排水区域内人口の見通しは、令和2年度の現況人口から年間2人ずつ減少していくと推計します。

農業集落排水区域内人口の見通し：104人【令和13年度】



表 3-1 下水道区域内人口の見通し

年度	行政区域内人口		公共下水道区域内人口		農業集落排水区域内人口	
	人口(人)	対、前年比 (%)	人口(人)	対、前年比 (%)	人口(人)	対、前年比 (%)
R04	126,800	99.19	74,960	99.49	122	99.79
R05	125,770	99.19	74,580	99.49	120	99.79
R06	124,740	99.18	74,190	99.48	118	99.78
R07	123,710	99.17	73,800	99.47	116	99.77
R08	122,680	99.17	73,410	99.47	114	99.77
R09	121,650	99.16	73,010	99.46	112	99.76
R10	120,620	99.15	72,610	99.45	110	99.75
R11	119,590	99.15	72,210	99.45	108	99.75
R12	118,560	99.14	71,810	99.44	106	99.74
R13	117,530	99.13	71,400	99.43	104	99.73

### 3 水洗化人口の見通し

#### (1) 公共下水道事業

公共下水道事業における水洗化人口の見通しは、公共下水道区域内人口に過去5年間の水洗化率の平均値である82.0%を乗じて算定し、表3-2及び図3-1に示すとおりです。

#### (2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業については、水洗化率が100%であり、農業集落排水区域内人口と水洗化人口が等しいため、前出p.19表3-1に示すとおりです。

表 3-2 公共下水道事業における水洗化人口の見通し

年度	公共下水道区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)
R04	74,960	61,470
R05	74,580	61,160
R06	74,190	60,840
R07	73,800	60,520
R08	73,410	60,200
R09	73,010	59,870
R10	72,610	59,540
R11	72,210	59,210
R12	71,810	58,880
R13	71,400	58,550



図 3-1 公共下水道事業における水洗化人口の見通し

## 4 有収水量及び処理水量の見通し

### (1) 公共下水道事業

公共下水道事業における有収水量は、過去5年間の一人当たりの有収水量の平均値である 112 m<sup>3</sup>/人に、前出 p.20 表 3-2 で示した水洗化人口を乗じて算定します。

また、処理水量は有収率を過去5年間の平均値である 76.0%とし、有収水量を有収率で除して算定します。

表 3-3 公共下水道事業における有収水量及び処理水量の見通し

年度	水洗化人口 (人)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	処理水量 (m <sup>3</sup> )
R04	61,470	6,884,640	9,058,737
R05	61,160	6,849,920	9,013,053
R06	60,840	6,814,080	8,965,895
R07	60,520	6,778,240	8,918,737
R08	60,200	6,742,400	8,871,579
R09	59,870	6,705,440	8,822,947
R10	59,540	6,668,480	8,774,316
R11	59,210	6,631,520	8,725,684
R12	58,880	6,594,560	8,677,053
R13	58,550	6,557,600	8,628,421

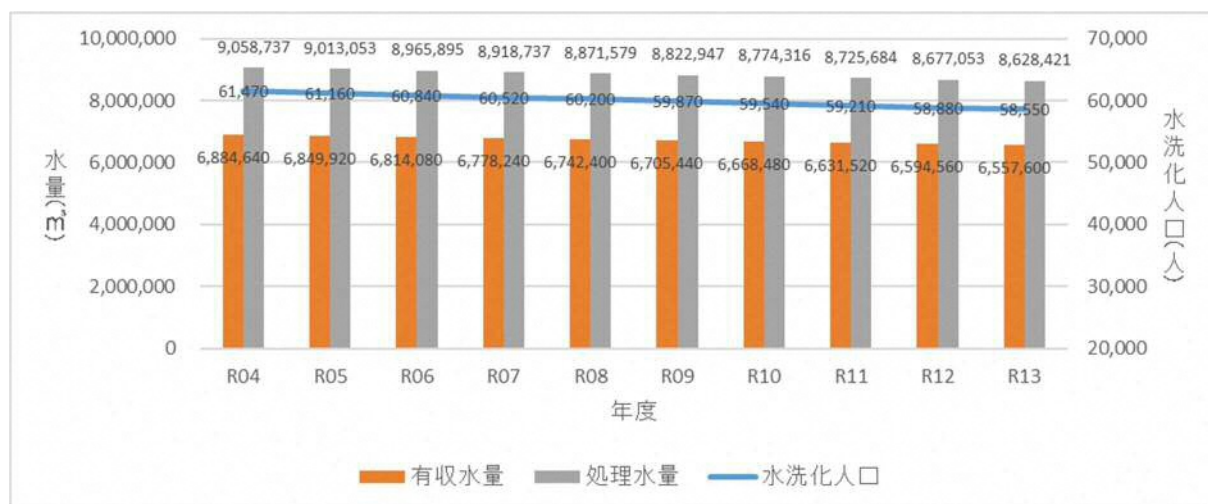


図 3-2 公共下水道事業における有収水量及び処理水量の見通し

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業における有収水量は、過去5年間の一人当たりの有収水量の平均値である 97 m<sup>3</sup>/人に前出 p.19 表 3-1 で示した水洗化人口を乗じて、有収水量を算定します。

有収率については 100%とし、有収水量と処理水量が等しいものとして算定します。

表 3-4 農業集落排水事業における有収水量及び処理水量の見通し

年度	水洗化人口 (人)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	処理水量 (m <sup>3</sup> )
R04	122	11,834	11,834
R05	120	11,640	11,640
R06	118	11,446	11,446
R07	116	11,252	11,252
R08	114	11,058	11,058
R09	112	10,864	10,864
R10	110	10,670	10,670
R11	108	10,476	10,476
R12	106	10,282	10,282
R13	104	10,088	10,088

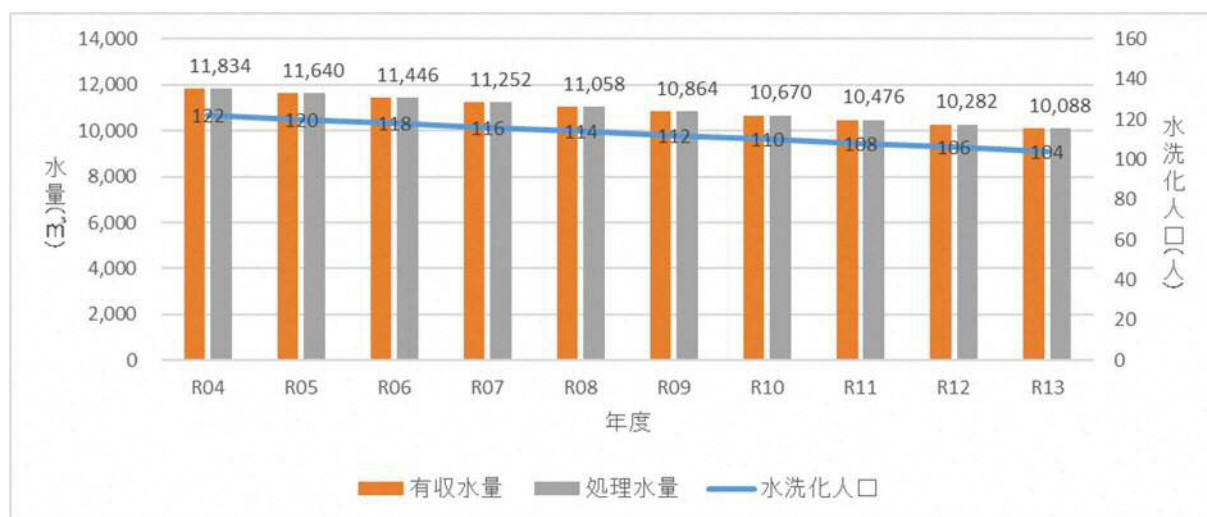


図 3-3 農業集落排水事業における有収水量及び処理水量の見通し

## 5 使用料の見通し

### (1) 公共下水道事業

公共下水道使用料は、打ち切り決算による影響が大きい令和元年度を除いた過去4年間の使用料単価の平均値である111.7円/m<sup>3</sup>に、前出p.21表3-3の有収水量を乗じて算定します。

表 3-5 公共下水道事業における下水道使用料の見通し

年度	水洗化人口 (人)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	公共下水道 使用料 (千円)
R04	61,470	6,884,640	111.7	769,014
R05	61,160	6,849,920	111.7	765,136
R06	60,840	6,814,080	111.7	761,133
R07	60,520	6,778,240	111.7	757,129
R08	60,200	6,742,400	111.7	753,126
R09	59,870	6,705,440	111.7	748,998
R10	59,540	6,668,480	111.7	744,869
R11	59,210	6,631,520	111.7	740,741
R12	58,880	6,594,560	111.7	736,612
R13	58,550	6,557,600	111.7	732,484



図 3-4 公共下水道使用料の見通し

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水処理施設使用料は、過去5年間の使用料単価の平均値である183.7円/m<sup>3</sup>に、前出p.22表3-4に示す有収水量を乗じて算定します。

表 3-6 農業集落排水処理施設使用料の見通し

年度	水洗化人口 (人)	有収汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	農業集落排水 処理施設使用料 (千円)
R04	122	11,834	183.7	2,174
R05	120	11,640	183.7	2,138
R06	118	11,446	183.7	2,103
R07	116	11,252	183.7	2,067
R08	114	11,058	183.7	2,031
R09	112	10,864	183.7	1,996
R10	110	10,670	183.7	1,960
R11	108	10,476	183.7	1,924
R12	106	10,282	183.7	1,889
R13	104	10,088	183.7	1,853



図 3-5 農業集落排水処理施設使用料の見通し

## 第4章 経営の基本方針

### 1 経営課題

本市下水道事業における経営課題は、以下のとおりです。

(1) 下水道施設の老朽化に伴う事業費の増加

公共下水道事業は供用開始後 40 年を迎え、既存の下水道施設の老朽化が進んでおり、今後は効果的、効率的な計画に基づく改築・更新を行う必要があります。

(2) 適正な維持管理財源の確保

下水道事業の健全な経営を行うためには、使用料や一般会計繰入金等の財源を適正に確保する必要があります。

(3) 汚水処理の効率化

汚水処理の効率化を図るためには、水洗化率の向上に加えて、管渠の老朽化に伴う有収率の低下を防止するために、不明水対策に取り組む必要があります。

(4) 組織の適正化

令和 2 年 4 月 1 日より地方公営企業法の適用を受け、より効率的な事業運営を図るために、適正な組織体系と人員配置を行っています。今後とも、健全な事業運営を図るためには、包括的民間委託の検討、更なる民間委託の推進、市職員の人材育成を行い、事業の変遷に応じた組織体系とする必要があります。



## 2 経営の基本体系

「第5次富士宮市総合計画」における下水道事業の基本方針は、「河川水質を保全するために、下水道施設の計画的な施設整備や水洗化を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。」としています。

この基本方針を実現するとともに、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供するため、以下の基本理念及び基本方針のもと、9つの基本施策により経営基盤の強化に取り組めます。

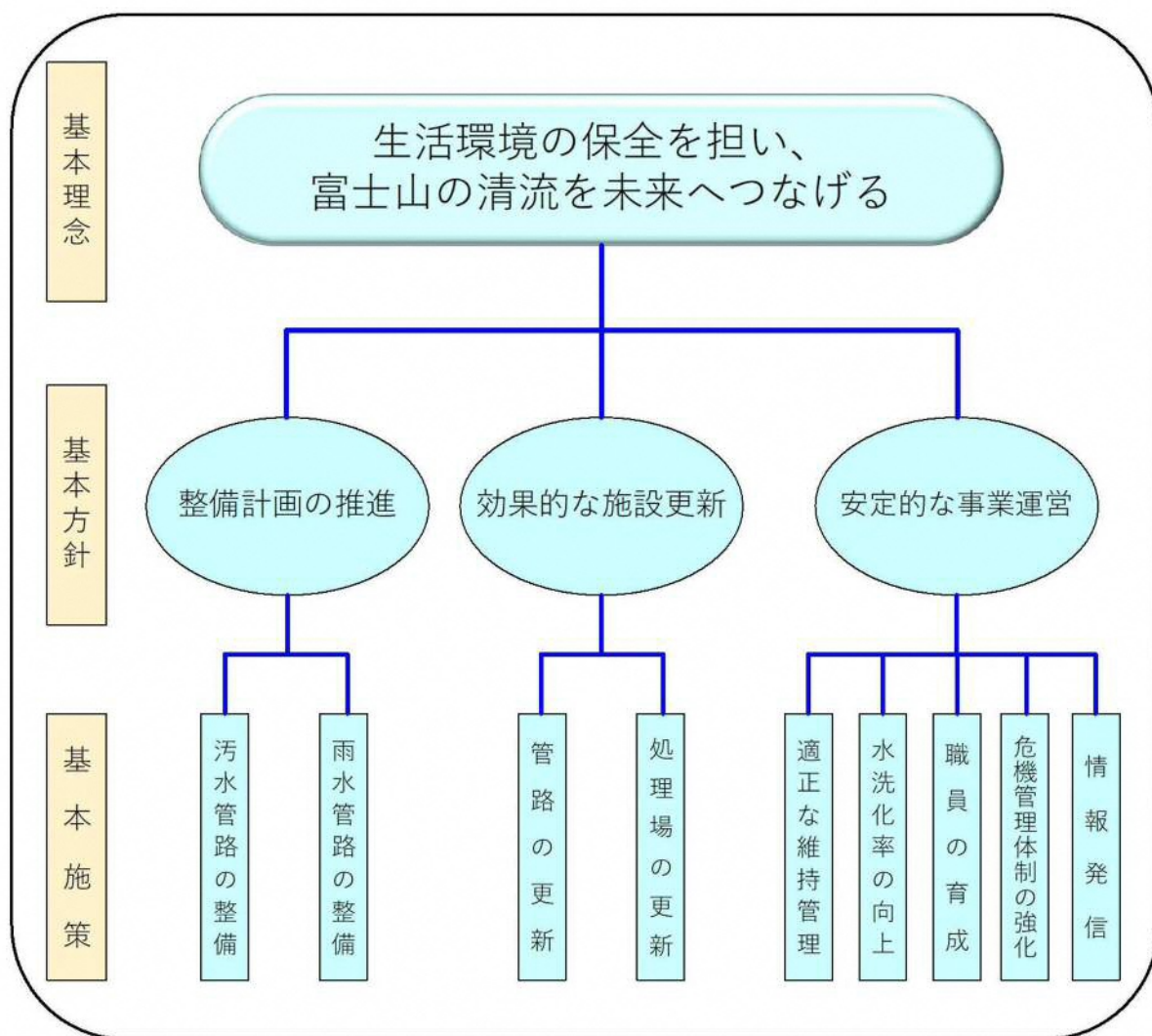


図 4-1 下水道事業経営戦略の施策体系図



### 3 基本方針・基本施策

#### (1) 整備計画の推進

##### ア 汚水管路の整備

公共下水道事業について、平成 29 年度に策定した汚水処理施設整備計画（アクションプラン）に基づき、小泉地区、西小泉地区、大中里地区の汚水管路整備を進めます。

また、アクションプランが終了した令和 9 年度以降は、限られた財源の中で整備地区を見極めながら、効果的な整備を進めます。

##### イ 雨水管路の整備

大雨による市街地の浸水被害に対応するため、雨水管路の整備を進めます。

#### (2) 効果的な施設更新

##### ア 管路の更新

下水道ストックマネジメント計画に基づく汚水管路の調査・点検を実施するとともに、令和 7 年度までに「修繕改築計画」を策定し、優先順位付けによる更新を実施します。

##### イ 処理場の更新

下水道ストックマネジメント計画に基づく星山浄化センターの設備の更新を行うとともに、定期的に計画の見直しを行い、処理機能の維持に努めます。

上長貫農業集落排水処理施設については、通常の点検による処理機能の維持に努めます。

#### (3) 安定的な事業運営

##### ア 適正な維持管理

委託による効率的な処理場の運転管理、管渠の清掃、事業所排水の水質検査及び改善指導などを継続的に実施し、効率的な維持管理に努めます。

##### イ 水洗化率の向上

未接続世帯へ戸別訪問などの啓発活動を引き続き行い、早期接続を促進して水洗化率を向上します。

ウ 職員の育成

経営指標の分析などを通じて職員の経営意識を高めるとともに、研修などを通じて技術の継承に努めます。

エ 危機管理体制の強化

下水道業務継続計画（BCP）に基づく災害時の対応について、防災訓練などを通じて確認するとともに、必要に応じて計画や関連するマニュアルを見直します。

オ 情報発信

ホームページ、広報紙、イベントなどを通じて、下水道事業の取り組みなどについて発信し、啓発活動に努めます。

## 第5章 投資・財政計画

### 1 投資について

#### (1) 公共下水道事業

##### ア 汚水管渠の整備計画（新設投資）

公共下水道事業における面整備の状況は、下水道計画区域の1,816.8haに対し、処理区域面積は1,499.6ha、面整備率82.6%、未整備区域317.2haであり、今後も整備を進める必要があります。

汚水管渠の整備計画は、令和8年度までは「汚水処理施設整備計画（アクションプラン）」により事業費を見込んでいます。令和9年度以降は既存の管渠の更新に対応するため、整備面積を縮小して事業費を見込んでいます。

表 5-1 汚水管渠の新設投資額

年度	新設汚水管渠整備費(百万円)			補償費 (単独)	設計委託(百万円)			投資額 (百万円)
	補助対象	単独	小計		補助対象	単独	小計	
R04	262	112	374	33	25	11	36	443
R05	277	119	396	33	19	8	27	456
R06	257	110	367	35	18	8	26	428
R07	247	106	353	28				381
R08	133	57	190					190
R09	70	30	100	8				108
R10	70	30	100	8				108
R11	70	30	100	8				108
R12	70	30	100	8				108
R13	70	30	100	8				108

##### イ 雨水管渠の整備計画（新設投資）

雨水管渠の整備計画は、事業計画に対し、年額1億5,400万円の事業費を見込んでいます。

また、補償費は令和3年度予算額700万円としていることから、令和4年度以降についても同額を計上します。

雨水管渠の投資額：1億6,100万円/年

ウ 汚水管渠の改築・更新計画(更新投資)

汚水管渠の改築・更新計画は、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、令和4年度から年額7,000万円の事業費を見込んでいます。

汚水管渠の改築・更新投資額：7,000万円/年

エ 処理場の改築・更新計画（更新投資）

星山浄化センターの改築・更新計画は、「下水道ストックマネジメント計画」及び市の「長寿命化計画」に基づいており、表5-2に示すとおりです。

表 5-2 星山浄化センターへの年度別投資額

年度	処理場建設改良工事費(百万円)			設計委託(百万円)		投資額 (百万円)
	高率補助	低率補助	小計	補助対象	小計	
R04		224	224			224
R05	56		56	13	13	69
R06	100		100			100
R07				7	7	7
R08 以降	273		273			273

オ 公共下水道事業における建設投資額の総括

公共下水道事業における建設投資額の推移は、図5-1に示すとおりです。令和4年度の投資額が8億9,700万円と最も高額であり、令和5年度以降は概ね減少傾向になります。令和9年度以降は事業費を平準化しており、6億円程度です。



図 5-1 公共下水道事業における建設投資額の見通し

(2) 農業集落排水事業

ア 新設投資

上長貫農業集落排水施設については、整備済みであるため、新設投資は見込んでいません。

イ 更新投資

更新投資は、「農業集落排水施設最適整備構想」に基づいており、表 5-3 に示しております。

表 5-3 農業集落排水事業への投資額

年度	資産名称	数量	単位	投資額 (千円)
R11	消毒器	1	機	222
R11	前処理室排気ファン（スクリーン室）	1	機	172
R11	局所排気ファン	1	機	96
R11	前処理室給気ファン（ブロワ室）	1	機	155
R11	ブロア室吸気消音ボックス	1	基	574
R11	ブロア室排気消音ボックス	1	基	592
合 計				1,811

## 2 財源について

### (1) 公共下水道事業

#### ア 公共下水道使用料

公共下水道使用料は、前出 p.23 の表 3-5 及び図 3-4 に示すとおり見込んでおり、計画期間中に使用料の改定は行わない予定です。

#### イ 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、総務省から発出される「地方公営企業繰出金の繰出金について(以下、「繰出基準」という。)」に基づいていますが、4年ごとに段階的に見直し、減額する見込みとしています。

今後は、下水道施設の更新を含めた維持管理が中心になるため、一般会計からの繰入金に依存しない独立採算を考えていく必要があります。



図 5-2 一般会計繰入金の見通し

#### ウ 企業債

企業債については、毎年の財政負担を平準化して世代間の負担を公平にする機能がありますが、利息を支払って返済する借金のため、段階的に借入額を減らしていく見込みです。

借り入れ条件については、5年据え置き後に25年間で償還するものとし、利率は0.5%としています。

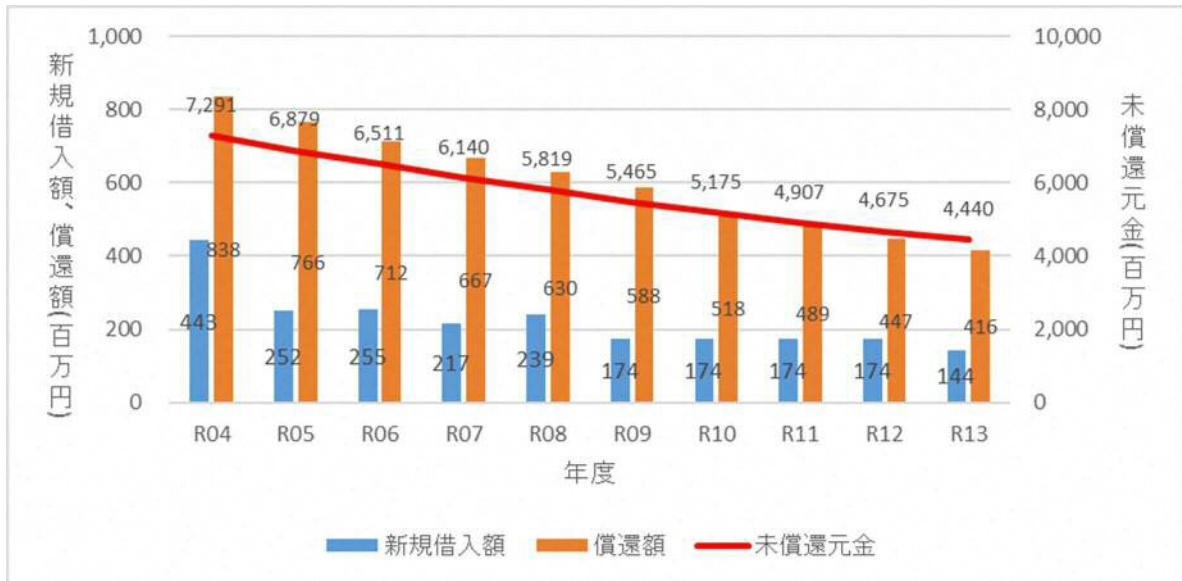


図 5-3 企業債の借入額、償還額及び未償還元金の見通し

#### エ 国庫補助金

補助事業については、現在の補助制度が継続するものとして、事業費の50%から55%の補助率で国庫補助金を算定し、建設改良費の財源として見込んでいます。

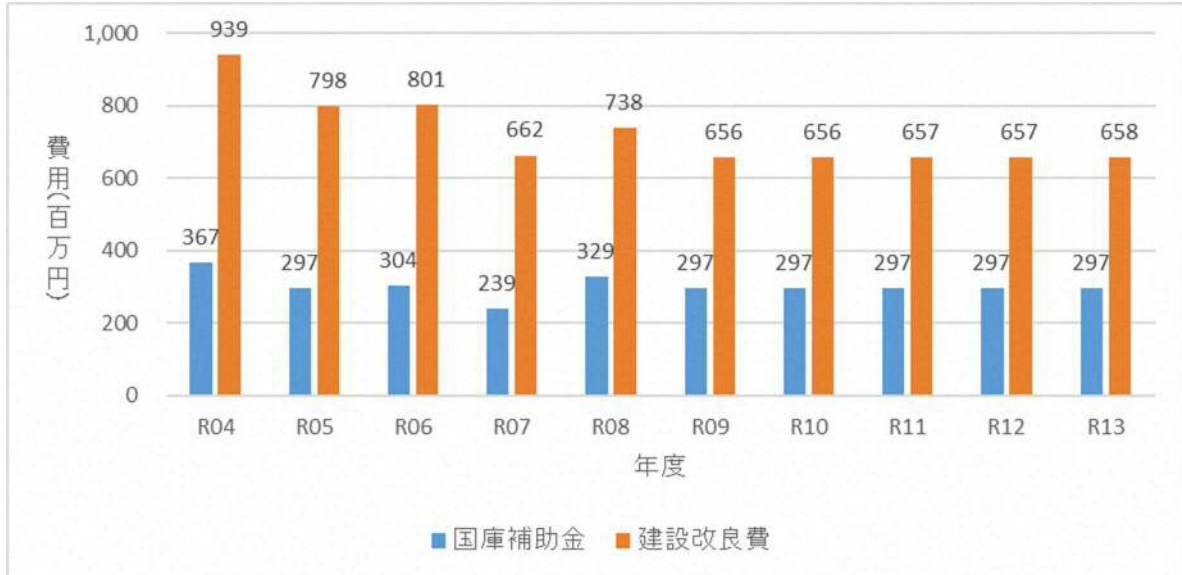


図 5-4 国庫補助金及び建設改良費見通し

## (2) 農業集落排水事業

### ア 農業集落排水処理施設使用料

農業集落排水処理施設使用料は、前出 p.24 表 3-6 及び図 3-5 に示すとおり見込んでおり、計画期間中に使用料の改定は行わない予定です。

### イ 一般会計繰入金

公共下水道事業と同様に操出基準に基づいていますが、一般会計からの繰入金に依存しない独立採算を考えていく必要があります。

しかしながら、公共下水道事業に比べて財政規模が極めて小さく、繰入金の減少は収支に大きな影響を与えるため、企業債の償還が終了する令和 12 年度までは現在と同程度の繰入金とし、令和 13 年度以降に減額する見込みとしています。

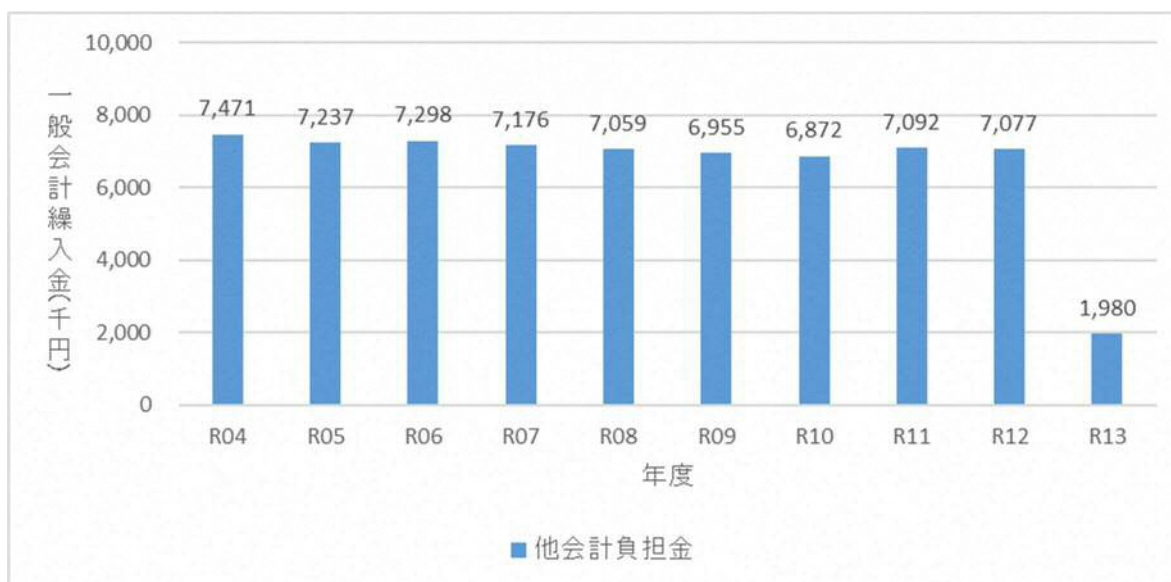


図 5-5 一般会計繰入金の見通し



### 3 投資以外の経費について

#### (1) 公共下水道事業

##### ア 職員給与費

職員給与費については、現在の職員数に変動がないものとし、昇給などを考慮して算定しています。

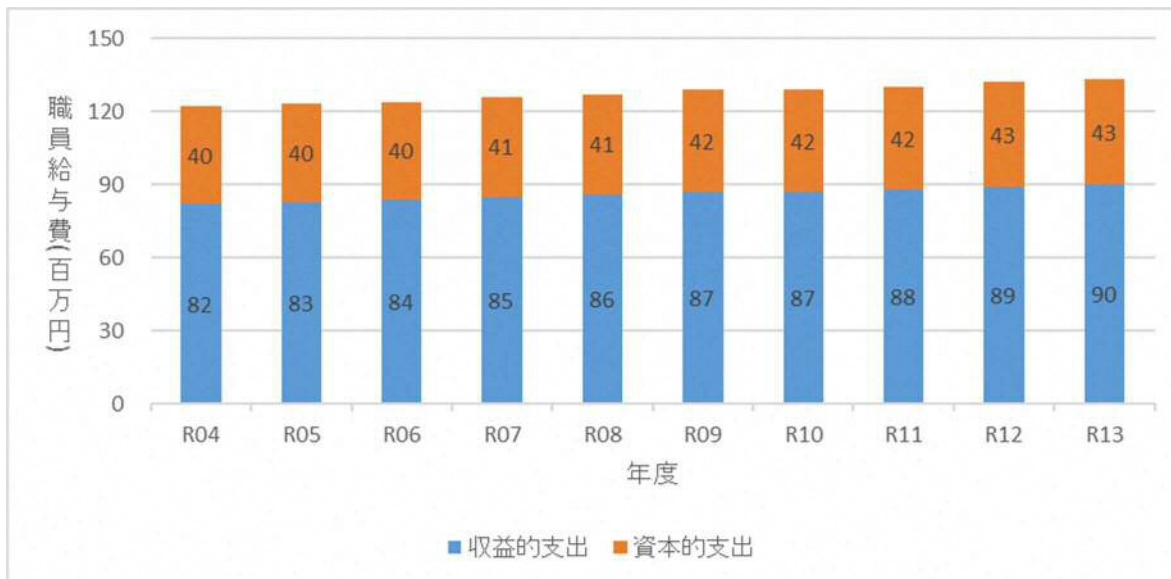


図 5-6 職員給与費の見通し

##### イ 動力費及び薬品費

動力費及び薬品費については、燃料調整費などの外的な影響を受けますが、流入水量によって変動するため、過去5年間の単価の平均値に流入水量の見込みを乗じて算定しています。

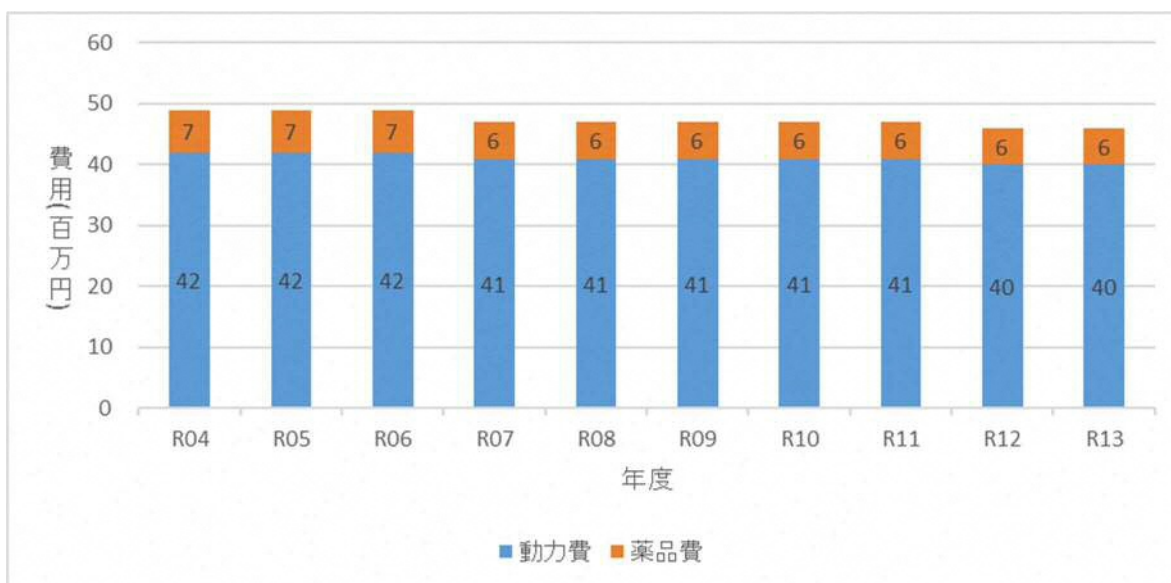


図 5-7 動力費及び薬品費の見通し

### ウ 減価償却費

減価償却費は既取得分及び新規取得分とも、管渠、土木施設、電気設備及び機械設備ごとに耐用年数を設定し、年度ごとに費用を算定しています。

資産減耗費は固定資産除却費であり、償却後は取得価額の5%が残存価額となるため、改築・更新費用の5%で算定しています。

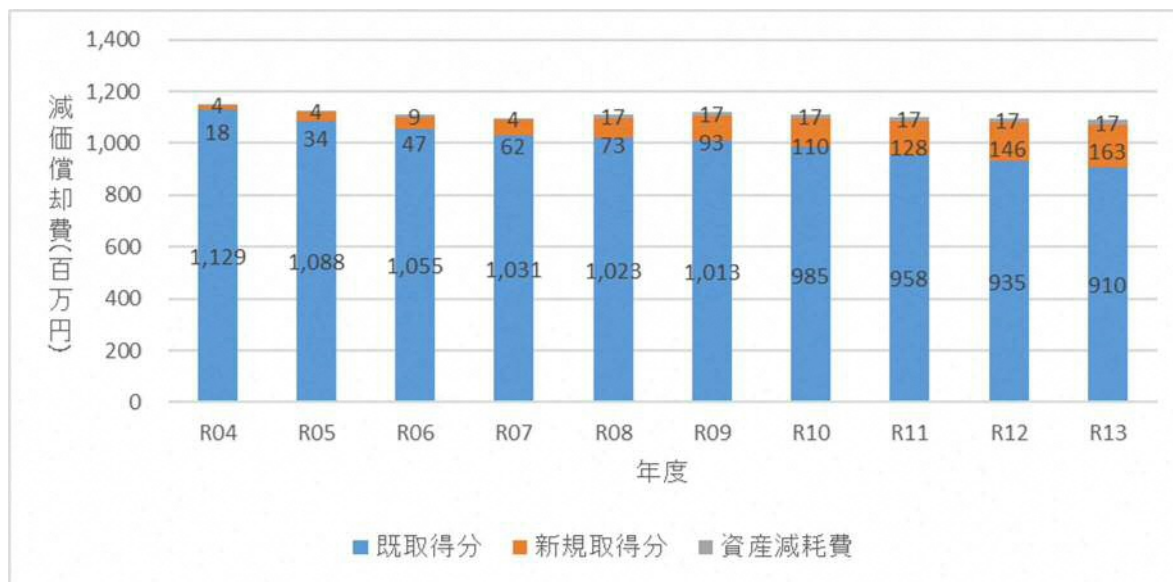


図 5-8 減価償却費の見通し

(2) 農業集落排水事業

ア 職員給与費

職員給与費はありません。

イ 動力費及び薬品費

動力費及び薬品費については公共下水道事業と同様に、過去5年間の単価の平均値に流入水量の見込みを乗じて試算しています。

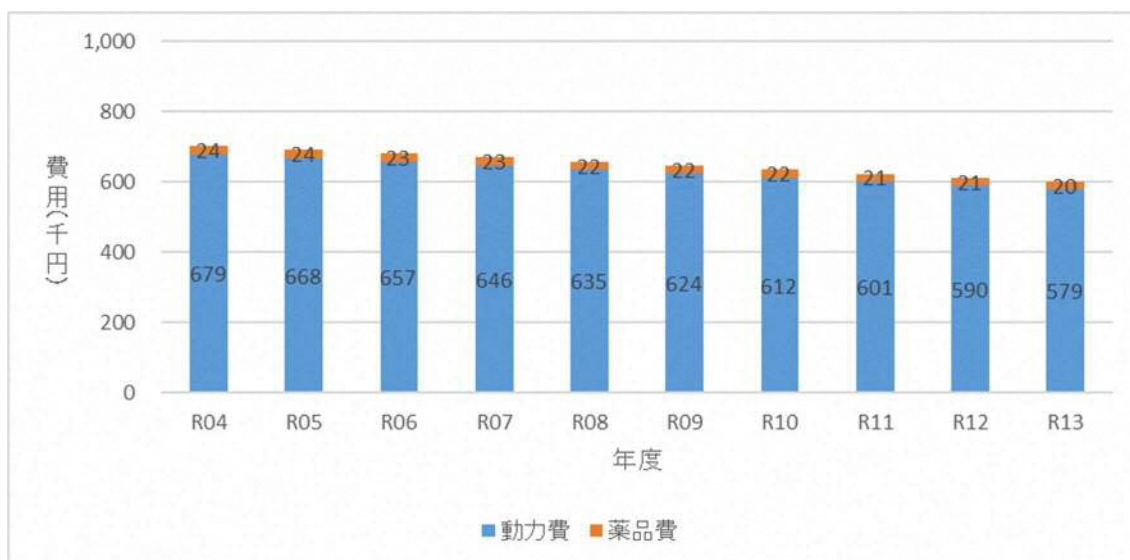


図 5-9 動力費及び薬品費の見通し

ウ 減価償却費

公共下水道事業と同様に、管渠、土木施設、電気設備及び機械設備ごとに耐用年数を設定し、年度ごとに費用を算定しています。また、資産減耗費についても同様です。

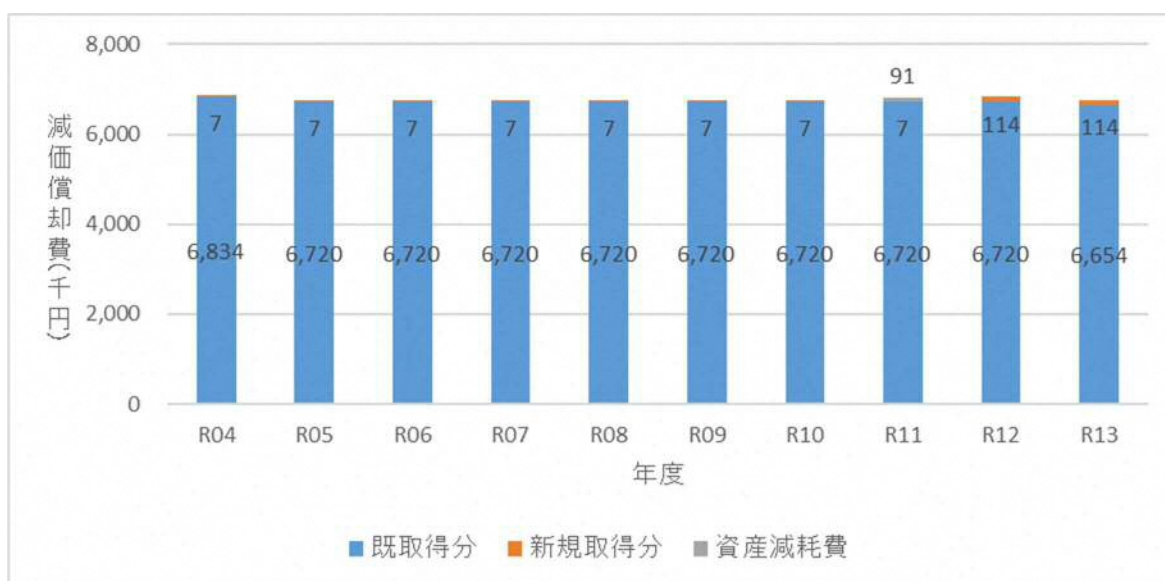


図 5-10 減価償却費の見通し

## 4 財政収支の予測

### (1) 公共下水道事業

表 5-4 公共下水道事業の収益的収支予測

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	925,611	922,213	951,350	933,438	928,003	925,962	924,048	921,987	919,892	917,878	916,032	914,285
	(1) 料金収入	741,459	738,452	769,014	765,136	761,133	757,129	753,126	748,998	744,869	740,741	736,612	732,484
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他	184,152	183,761	182,336	168,302	166,870	168,833	170,922	172,989	175,023	177,137	179,420	181,801
	2. 営業外収益	1,242,236	1,176,211	1,174,100	1,028,645	992,794	966,299	976,895	886,132	864,243	845,203	833,972	771,252
	(1) 補助金	640,594	569,873	589,990	469,891	449,561	430,364	441,483	347,145	333,552	321,740	314,538	256,420
	他会計補助金	640,594	569,873	589,990	469,891	449,561	430,364	441,483	347,145	333,552	321,740	314,538	256,420
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	601,112	605,826	583,609	558,253	542,732	535,434	534,911	538,486	530,190	522,962	518,933	514,331
	(3) その他	530	512	501	501	501	501	501	501	501	501	501	501
収入計 (C)	2,167,847	2,098,424	2,125,450	1,962,083	1,920,797	1,892,261	1,900,943	1,808,119	1,784,135	1,763,081	1,750,004	1,685,537	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,687,514	1,728,564	1,689,975	1,664,812	1,650,238	1,637,903	1,654,891	1,665,028	1,654,990	1,646,077	1,641,187	1,634,741
	(1) 職員給与	78,865	81,598	82,413	83,240	84,072	84,912	85,759	86,619	87,482	88,360	89,243	90,133
	基本給	39,685	40,904	41,312	41,726	42,144	42,565	42,990	43,421	43,854	44,294	44,736	45,183
	退職給付費	4,202	4,671	4,718	4,765	4,813	4,861	4,909	4,958	5,008	5,058	5,109	5,160
	その他	34,978	36,023	36,383	36,749	37,115	37,486	37,860	38,240	38,620	39,008	39,398	39,790
	(2) 経費	437,535	470,280	456,529	456,299	456,063	455,827	455,592	455,347	455,104	454,862	454,619	454,375
	動力費	44,567	50,995	42,120	41,910	41,693	41,477	41,261	41,037	40,814	40,591	40,368	40,144
	修繕費	59,546	62,984	61,050	61,050	61,050	61,050	61,050	61,050	61,050	61,050	61,050	61,050
	材料費	680	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850
	その他	332,742	355,451	352,509	352,489	352,470	352,450	352,431	352,410	352,390	352,371	352,351	352,331
(3) 減価償却費	1,171,114	1,176,686	1,151,033	1,125,273	1,110,103	1,097,164	1,113,540	1,123,062	1,112,404	1,102,855	1,097,325	1,090,233	
2. 営業外費用	156,128	134,778	116,908	102,033	89,128	78,506	69,018	60,827	53,580	47,346	41,743	36,899	
(1) 支払利息	152,678	134,578	116,708	101,833	88,928	78,306	68,818	60,627	53,380	47,146	41,543	36,699	
(2) その他	3,450	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
支出計 (D)	1,843,642	1,863,342	1,806,883	1,766,845	1,739,366	1,716,409	1,723,909	1,725,855	1,708,570	1,693,423	1,682,930	1,671,640	
経常損益 (E)=(C)-(D)	324,205	235,082	318,567	195,238	181,431	175,852	177,034	82,264	75,565	69,658	67,074	13,897	
特別利益 (F)	1,079												
特別損失 (G)	38,455	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
特別損益 (H)=(F)-(G)	△ 37,376	△ 199	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	286,829	234,883	318,367	195,038	181,231	175,652	176,834	82,064	75,365	69,458	66,874	13,697	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	286,829	521,712	840,079	1,035,117	1,216,348	1,392,000	1,568,834	1,650,898	1,726,263	1,795,721	1,862,595	1,876,292	
流 動 資 産 (J)	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	499,832	
	うち未収金	166,384	147,690	153,803	153,027	152,227	151,426	150,625	149,800	148,974	148,148	147,322	146,497
流 動 負 債 (K)	762,735	721,203	664,401	622,797	588,231	560,788	527,607	464,272	441,697	405,864	379,412	342,254	
	うち建設改良費分	762,735	721,203	664,401	622,797	588,231	560,788	527,607	464,272	441,697	405,864	379,412	342,254
	うち一時借入金												
	うち未払金	213,650	264,355	262,906	246,315	245,172	229,973	239,278	232,098	231,135	230,286	229,840	229,238
(1) 累積欠損金比率 ( (A)-(B) × 100 )													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足額 (L)													
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	925,611	922,213	951,350	933,438	928,003	925,962	924,048	921,987	919,892	917,878	916,032	914,285	
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)	925,611	922,213	951,350	933,438	928,003	925,962	924,048	921,987	919,892	917,878	916,032	914,285	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P) × 100)													

表 5-5 公共下水道事業の資本的収支予測

(単位：千円)

区 分		年 度											
		令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資 本 的 取 入	1. 企 業 債	179,800	434,000	442,829	252,092	254,739	217,422	239,486	174,010	174,010	174,010	174,010	144,175
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	145,626	156,060	121,615	87,946	78,981	76,638	72,973	22,277	12,648	10,073	7,780	7,434
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 (都道府県) 補助金	126,050	265,279	367,204	297,411	304,485	238,840	328,775	297,150	297,150	297,150	297,150	297,150
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		1										
	8. 工 事 負 担 金	15,142	36,622	18,708	19,778	18,358	17,620	9,518	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	9. そ の 他												
	計 (A)	466,618	891,962	950,356	657,227	656,563	550,520	650,752	498,437	488,808	486,233	483,940	453,759
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	42,600											
	総計 (A)-(B) (C)	424,018	891,962	950,356	657,227	656,563	550,520	650,752	498,437	488,808	486,233	483,940	453,759
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	359,960	914,988	939,080	798,336	801,478	661,829	737,888	655,949	656,363	656,783	657,209	657,635
	うち職員給与費	50,502	39,146	39,537	39,931	40,333	40,734	41,143	41,554	41,968	42,388	42,814	43,240
	2. 企 業 債 償 還 金	777,686	762,735	721,203	664,401	622,797	588,231	560,788	527,607	464,272	441,697	405,864	379,412
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
計 (D)	1,137,646	1,677,723	1,660,283	1,462,737	1,424,275	1,250,060	1,298,676	1,183,556	1,120,635	1,098,480	1,063,073	1,037,047	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	713,628	785,761	709,927	805,510	767,712	699,540	647,924	685,119	631,827	612,247	579,133	583,288	
(D)-(C) (E)	713,628	785,761	709,927	805,510	767,712	699,540	647,924	685,119	631,827	612,247	579,133	583,288	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	570,001	467,697	306,189	537,896	513,619	463,722	404,009	543,423	496,793	483,081	452,513	509,806
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	75,222	234,883	318,367	195,038	181,231	175,652	176,834	82,064	75,365	69,458	66,874	13,697
	3. 繰 越 工 事 資 金	42,600											
	4. そ の 他	25,805	83,181	85,371	72,576	72,862	60,166	67,081	59,632	59,669	59,708	59,746	59,785
計 (F)	713,628	785,761	709,927	805,510	767,712	699,540	647,924	685,119	631,827	612,247	579,133	583,288	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	7,898,162	7,569,428	7,291,053	6,878,744	6,510,686	6,139,877	5,818,575	5,464,979	5,174,718	4,907,030	4,675,176	4,439,939	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度											
		令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 支 分		824,561	753,556	772,246	638,113	616,351	599,117	612,325	520,054	508,495	498,797	493,878	438,141
	うち基準内繰入金	824,561	753,556	772,246	638,113	616,351	599,117	612,325	520,054	508,495	498,797	493,878	438,141
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		145,626	156,060	121,615	87,946	78,981	76,638	72,973	22,277	12,648	10,073	7,780	7,434
	うち基準内繰入金	145,626	156,060	121,615	87,946	78,981	76,638	72,973	22,277	12,648	10,073	7,780	7,434
	うち基準外繰入金												
合 計		970,187	909,616	893,861	726,059	695,332	675,755	685,298	542,331	521,143	508,870	501,658	445,575

表 5-6 農業集落排水事業の収益的収支予測

(単位:千円、%)

区 分		年 度											
		令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,810	2,743	2,174	2,138	2,103	2,067	2,031	1,996	1,960	1,924	1,889	1,853
	(1) 料 金 収 入	2,810	2,743	2,174	2,138	2,103	2,067	2,031	1,996	1,960	1,924	1,889	1,853
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他												
	2. 営 業 外 収 益	13,314	13,787	12,550	12,246	12,307	12,185	12,068	11,964	11,881	12,101	12,138	7,001
	(1) 補 助 金	7,536	8,157	7,471	7,237	7,298	7,176	7,059	6,955	6,872	7,092	7,077	1,980
	他 会 計 補 助 金	7,536	8,157	7,471	7,237	7,298	7,176	7,059	6,955	6,872	7,092	7,077	1,980
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	5,626	5,625	5,074	5,004	5,004	5,004	5,004	5,004	5,004	5,004	5,056	5,016
	(3) そ の 他	152	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
収 入 計 (C)	16,124	16,530	14,724	14,384	14,410	14,252	14,099	13,960	13,841	14,025	14,027	8,854	
支 出	1. 営 業 費 用	9,153	10,058	9,005	8,880	8,868	8,857	8,845	8,834	8,822	8,901	8,906	8,828
	(1) 職 員 給 与 費												
	基 本 給												
	退 職 給 付 費												
	そ の 他												
	(2) 経 費	1,400	2,305	2,164	2,153	2,141	2,130	2,118	2,107	2,095	2,083	2,072	2,060
	動 力 費	795	889	679	668	657	646	635	624	612	601	590	579
	修 繕 費	114	350	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	材 料 費												
	そ の 他	491	1,066	1,085	1,085	1,084	1,084	1,083	1,083	1,083	1,082	1,082	1,081
(3) 減 価 償 却 費	7,753	7,753	6,841	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,818	6,834	6,768	
2. 営 業 外 費 用	889	786	670	561	451	340	235	142	71	28	8	5	
(1) 支 払 利 息	879	776	670	561	451	340	235	142	71	28	8	5	
(2) そ の 他	10	10											
支 出 計 (D)	10,042	10,844	9,675	9,441	9,319	9,197	9,080	8,976	8,893	8,929	8,914	8,833	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	6,082	5,686	5,049	4,943	5,091	5,055	5,019	4,984	4,948	5,096	5,113	21	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	6,082	5,686	5,049	4,943	5,091	5,055	5,019	4,984	4,948	5,096	5,113	21	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	6,082	11,768	16,817	21,760	26,851	31,906	36,925	41,909	46,857	51,953	57,066	57,087	
流 動 資 産 (J)	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	
う ち 未 収 金	152	55	43	43	42	41	41	40	39	38	38	37	
流 動 負 債 (K)	5,246	5,352	5,460	5,571	5,407	5,006	4,117	2,559	1,635	349			
う ち 建 設 改 良 費 分	5,246	5,352	5,460	5,571	5,407	5,006	4,117	2,559	1,635	349			
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	80	209	180	178	177	177	177	177	176	214	178	177	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,810	2,743	2,174	2,138	2,103	2,067	2,031	1,996	1,960	1,924	1,889	1,853	
地 方 財 政 法 に よ り (L) / (M) × 100 資 金 不 足 の 比 率													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 範 業 の 規 模 (P)	2,810	2,743	2,174	2,138	2,103	2,067	2,031	1,996	1,960	1,924	1,889	1,853	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )													

表 5-7 農業集落排水事業の資本的収支予測

(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分		(決算)											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債										906		
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金										906		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金		407										
	9. そ の 他												
	計 (A)		407								1,812		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	総計 (A)-(B) (C)		407								1,812		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		408								1,811		
	うち 職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	5,142	5,246	5,352	5,460	5,571	5,407	5,006	4,117	2,559	1,635	349	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
計 (D)	5,142	5,654	5,352	5,460	5,571	5,407	5,006	4,117	2,559	3,446	349		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	5,142	5,247	5,352	5,460	5,571	5,407	5,006	4,117	2,559	1,634	349		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,127	2,128	1,767	1,723	1,723	1,723	1,723	1,723	1,723	1,469	349	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	3,015	3,082	3,585	3,737	3,848	3,684	3,283	2,394	836			
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他		37								165		
計 (F)	5,142	5,247	5,352	5,460	5,571	5,407	5,006	4,117	2,559	1,634	349		
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	40,702	35,456	30,104	24,644	19,074	13,667	8,660	4,543	1,984	349	906	906	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分		(決算)											
収 益 的 収 支 分		7,536	8,157	7,471	7,237	7,298	7,176	7,059	6,955	6,872	7,092	7,077	1,980
	うち 基準内繰入金	7,536	8,157	7,471	7,237	7,298	7,176	7,059	6,955	6,872	7,092	7,077	1,980
	うち 基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分													
	うち 基準内繰入金												
	うち 基準外繰入金												
合 計	7,536	8,157	7,471	7,237	7,298	7,176	7,059	6,955	6,872	7,092	7,077	1,980	



## 第6章 今後の取り組み

### 1 広域化・共同化

令和4年度に静岡県が策定予定の「静岡県広域化・共同化計画」の中で、維持管理や事務の広域化・共同化について検討しており、今後も静岡県及び近隣自治体と協議を進めます。

また、星山浄化センターと衛生プラントとの処理の共同化の実現に向けて取り組んでいきます。

### 2 民間活力の活用

星山浄化センターの現在の運転管理業務に加え、運転管理に必要となる物品の調達管理、機器の保守及び修繕も併せて委託する包括的民間委託業務について検討します。

### 3 資産の活用

#### (1) 下水道資源の活用

下水汚泥などを利用した再生エネルギー化について、引き続き調査・研究を進めます。

#### (2) 未利用地の活用

星山浄化センターの増設用地について、活用方法を検討します。

### 4 使用料の改定

今後は施設の老朽化に伴って多額の更新需要が見込まれるため、適正な使用料の在り方について検討し、少なくとも5年に1回の頻度で外部の有識者を含めて、使用料の改定の必要性について検証します。

### 5 投資以外の経費

#### (1) 職員給与費

全庁的な定数管理の枠組み内で、下水道事業の適正な職員数について検討します。

(2) 動力費

引き続き機器などの更新時には、消費電力の少ない省エネルギー型のものを導入します。また、既存の運転方法を見直すことにより、動力費の削減に努めます。

(3) 修繕費

下水道ストックマネジメント計画に基づき、長期的な視点で下水道施設の老朽化対策を実施するとともに、通常の維持管理において点検・調査を行い、予防保全を行うことで修繕費の削減に努めます。

(4) 委託料

既に委託している業務について、定期的に見直しを行い、委託料の削減に努めます。

## 第7章 経営戦略の事後検証・更新に関する事項

本経営戦略の進捗状況については、P D C Aサイクルの考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認します。また、計画と実績に乖離が生じた場合には、その原因を分析し、必要に応じて見直しまたは改善検討を行います。

### 1 経営戦略の事後検証

毎年度、投資・財政計画における計画値と実績値の乖離を確認し、乖離が大きい場合には原因を調査・分析するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。

特に、営業収益において大きな割合を占める下水道使用料、将来投資に係る建設改良費については、重点的に検証を行います。

また、経営指標を用いた分析により、経営状況を把握し、必要に応じて新たな目標を設定するなど、今後の取り組みの方向性を確認します。

### 2 経営戦略の更新

概ね5年を目途に計画の見直しを行うものとし、計画値と実績値に大きな乖離があった場合には改定します。

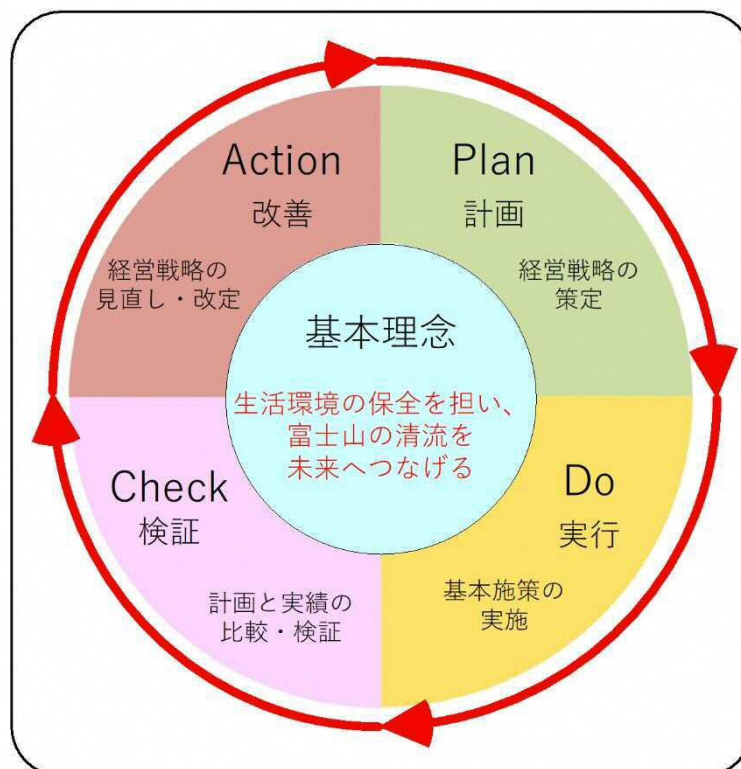


図 7-1 経営戦略の事後検証・更新のイメージ

## 第8章 経費回収率向上のためのロードマップ

国土交通省より発出された「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(国水事第56号令和2年3月31日)及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和2年7月22日)に基づき、経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

### 1 水洗化率の向上

公共下水道事業における令和2年度末時点の水洗化率は88.5%となっており、近年は、ほぼ横ばいで推移していますが、類似団体平均と比較して低い水準にあります。

水洗化率の向上は、下水道使用料の増収につながりますので、公共下水道への接続について、戸別訪問などを通じて啓発活動を行い、水洗化率の向上に努めます。

水洗化率の向上	現状値(令和2年度)	目標値(令和13年度)
戸別訪問などによる啓発活動を実施する	88.5%	90.0%

### 2 不明水対策

下水道管渠は地下に埋設されているため、地下水の侵入や降雨時にはマンホールの際間などから、雨水が侵入することが想定されています。しかしながら、施設の老朽化や温暖化の影響による豪雨などの影響により、不明水量が増加しており、不明水対策が全国的な課題となっています。

本市公共下水道事業も例外ではなく、不明水量は近年増加傾向にあります。令和2年度における処理水量に対する不明水量の割合は27.8%となっており、公共下水道事業全体計画策定時に想定された不明水量を上回っています。

このため、マンホールの修繕や管渠の点検・調査を引き続き実施するとともに、「修繕・改築計画」に基づく効果的な管渠の改築を実施して不明水を減少させ、薬品費などの汚水処理費の削減に努めます。

不明水対策	現状値(令和2年度)	目標値(令和13年度)
管渠の修繕・改築により不明水を減少させる (処理水量に対する不明水量の割合を減少させる)	27.8%	24.0%

## 用語説明

用語	用語説明
あ行	
一般会計	教育・福祉や道路・公園の整備など、主に市の基本的な行政サービスを行う会計です。
一般会計繰入金	下水道事業の建設費、維持管理費等に充てるために一般会計から下水道事業へ繰り入れられる資金のことです。
雨水管路	市街地に降った雨を、河川等の公共用水域まで移送するための管路施設です。
雨水処理負担金	一般会計繰入金のうち、雨水処理に係る維持管理費、企業債利息及び減価償却費の合計額となります。
汚水管路	一般家庭、商業施設及び工場等から排出されるし尿及び雑排水を星山浄化センターまで移送するための管路施設です。
汚水処理施設整備計画(アクションプラン)	10年程度で各種汚水処理施設(下水道、農業集落排水等)の整備を概ね完了させることを目標に、整備手法および処理区域などを定めたものです。 現在の富士宮市におけるアクションプランは平成29年度から令和8年度までの計画となっています。
汚水処理費	汚水処理に係る経費のことで、汚水管渠、ポンプ場及び処理場の維持管理費に加え、汚水処理に係る借入金利子及び減価償却費の総計となります。
か行	
管理者の権限を有する市長	地方公営企業法では、地方公営企業の業務を執行させるため、事業ごとに管理者を置くこととされています。但し、条例で定めるところにより、市長が公営企業の管理者としてその権限を有しています。
企業債	建設改良費の財源として、国や地方公共団体金融機構などから借り入れる長期借入金のことです。
行政区域内人口	富士宮市の人口です。
経営指標	経営の健全性・効率性及び老朽化の状況を示す経常収支比率、経費回収率及び管渠老朽化率の状況などです。
経営戦略	公営企業が住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続していくための、中長期的な基本計画のことです。
計画区域内人口	事業計画区域内の人口です。

用語	用語説明
経常収益	料金収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計値です。
経常費用	職員給与費や材料費などの維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計値です。
下水道業務継続計画(BCP) Business Continuity Plan	災害や事故などで被害を受けても優先度の高い業務の中断を回避、もしくは中断されたとしても早期に復旧するための計画のことをいいます。
下水道ストックマネジメント計画	下水道施設全体を対象に、点検・調査等によって状態を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画です。
減価償却費	固定資産の取得にかかった費用の全額をその年の費用とせず、法定耐用年数に応じて配分し、金額を費用計上するものです。
現在水洗便所設置済人口	現在公共下水道を使用して汚水処理している人口です。
建設改良費	下水道に係る施設の建設および更新に要する費用のことであり、国庫補助金、企業債、受益者負担金、一般会計からの繰出金を財源としています。
公営企業会計	地方公営企業法で適用される会計方式のことです。 官公庁会計は、現金の収支に基づく経理に対して、公営企業会計は、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式です。
公共下水道区域内人口	公共下水道整備区域内の人口を指します。
公共下水道使用料	公共下水道事業において、維持管理費等の経費に充てるため使用者から徴収する使用料です。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことを指します。 河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路です。
工事負担金	下水道が整備された区域の方から建設費の一部を負担していただく受益者負担金です。
更新	施設全部の再建設あるいは取替えを行うことです。

用語	用語説明
国庫補助金	建設改良費に対して、国が一部負担する補助事業に対する助成金のことです。
さ行	
事業計画区域	全体計画区域のうち、概ね5年から10年の間で整備を行う予定の区域です。現在の富士宮市は平成28年度から令和5年度までを事業計画として定めています。
事業所排水	下水道条例において、1日あたり50 m <sup>3</sup> 以上の下水を排出する工場等をいいます。
資産減耗費	固定資産を廃棄した場合、固定資産の減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上します。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる収入のことをいいます。
収益的収支	経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての費用のことをいいます。
水洗化人口	公共下水道整備区域内において、下水道に接続している人口をいいます。
水洗化率	公共下水道整備区域内において、下水道に接続している人口の割合です。
晴天時一日平均処理水量	1年のうち、晴天時の総処理水量を晴天時の日数で除した数値です。
晴天時現在処理能力	晴天時における、下水処理場の現在の処理能力です。下水道事業の場合、雨水も処理する合流式を採用している自治体もあることから、晴天時と雨天時を区分しています。
全体計画区域	公共下水道事業において、整備計画区域として定めたものです。
損益勘定留保資金	当年度収益的収支における、減価償却費や資産減耗費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金です。当該年度に欠損金が見込まれる場合は、これに相当する額を控除した範囲内では補填財源として使用できません。
た行	
第5次富士宮市総合計画	これからのまちづくりの指針で、市が目指すまちづくりの方向性やそれを実現するための施策などを定める市の最上位計画です。第5次富士宮市総合計画は、平成28年から10年間の令和7年度を計画期間としています。
他会計出資金	一般会計繰入金のうち、元金償還分などとして負担される経費のことです。
他会計負担金	一般会計繰入金のうち、公費として負担される経費のことです。



用語	用語説明
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化する費用です。
長寿命化計画	富士宮市が平成 28 年 3 月に策定した「富士宮市公共建築物長寿命化計画」です。長寿命化計画では建築物を長期間使用するための効率的な工事などが記載されています。
帳簿原価	固定資産の取得時の原価であり、帳簿価額とも言います。工事に係る帳簿原価は、工事請負費に設計委託料や職員給与等の間接費が加算された費用となり、備品等は、購入価額となり、消費税は除いた費用となります。
な行	
年間有収水量	下水処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料の徴収対象となる年間水量のことです。
農業集落排水区域 域内人口	農業集落排水処理施設整備区域内の人口を指します。
農業集落排水処理施設	上長貫地区の農業用排水路の水質汚濁の防止や生活環境の向上などを目的に、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設です。
農業集落排水処理施設最適整備構想	「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」を基に、施設の劣化状況を調べる「機能診断調査」及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を策定するものです。
農業集落排水処理施設使用料	農業集落排水事業において、維持管理費等の経費に充てるため使用者から徴収する使用料です。
は行	
PDCA サイクル	PDCA は Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字の略称。また、PDCA を繰り返すことにより下水道事業経営を改善していきます。
不明水	下水道管路に流れ込む地下水や雨水などです。
包括的民間委託	民間事業者の創意工夫により施設を効率的・効果的に維持管理する委託契約です。
法定耐用年数	固定資産を減価償却する際の、地方公営企業法施行規則で規定された年数です。例えば、土木施設は 50 年、ポンプ設備 20 年とされており、下水道施設ごとに設定されていますが、施設を安全に使用できる年数とは異なります。
補填財源	資本的収支では、財源不足を埋めるために充てられる減価償却費などの内部留保資金、収益的収支の純利益などのことをいいます。

用語	用語説明
や行	
有形固定資産減価償却累計額	過去の減価償却費のうち、建物、構築物、電気及び機械設備等に係る減価償却費の累計額をいいます。
ら行	
利益剰余金処分額	利益剰余金は公営企業の活動によって得た利益のうち、企業内に留保している額のことです。利益剰余金を、補填財源として充当する額を、利益剰余金処分額といいます。
流動資産	1年以内に現金化できる資産のことであり、下水道事業の場合は、現金預金や未収金が該当します。
流動負債	原則として、1年以内に返済しなければならない債務のことで、翌年度に支払う借入金の元金や未払金が該当します。

## 富士宮市下水道事業経営戦略

富士宮市水道部下水道課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

TEL : 0544-22-1172

FAX : 0544-22-1208

E-mail : w-gesui@city.fujjnomiya.lg.jp

令和4年3月発行

富士宮市デザインマンホール



「さくやちゃん」



「逆さ富士」



「にじます」